

海濱



送神



正田佐忠文



凡例

一本書は下野全國官國幣社縣鄉村社及ひ有名の無格社の古今沿革の大要を調べ、其事蹟を永遠に傳ひ専ら公衆の便に供せんか爲に編纂せし所にして蓋し神社明細帳に基因し且つ編者自ら各郡を跋渉し各神社に就き其由緒書及ひ社傳等を拜閱し以て之を謹寫し次に國郡市町村の沿革名勝舊跡及ひ山河の形勢人情の厚薄に至るまで悉く網羅して輯録したるものなれば本國諸神社に詣せんとせらるゝもの豫め本書を繕いて其郡市町村の風土を察し途々名勝舊跡を探らば徒らに迂回の路を取りて無用の時日を費すの患なきのみならず且つ明かに其由緒沿革を暗んするを得んや

一本書に掲載する各神社及ひ名勝舊跡等勉めて現況を記したりと雖も人事變遷の繁劇ある昨の桑田變じて今の滄海とある類甚た多く往々にして現況の本書に齟齬するなきを期せずとす

一諸神社記傳及ひ古跡の由緒等其事の荒唐に趨り妖妄に陥るものなきに非ざるも従前より稱へ來りたる怪異奇談の如きも妄に之を訂正せず直に採つて記載

したるもの多し

一本書編纂するに當り引用考證せし所の書籍少あきに非ず然れとも此に書目を列記するは徒らに紙數を増加するに過ぎされは悉く之を省く

一本書編纂に際し其神職及ひ氏子總代諸氏より神社に関する明瞭なる教示書を得て之を記述したり是等の教示は實に編者に益する少なからずして本書に無量の光彩を添へしめたるは謂を待たず大方に向て特に謹謝する所あり

一各神社の由緒等に至ては甲社に精しく乙社に粗あるものあるは素より社傳の傳はると傳はらざるにより止を得されはなり

一本書の統計文字は各所各社の最近調査に隨へり故に時としては氏子の戸數人口の如きは現在と相適合せざるものあきに非ず是又實に已むなきに出づるあり

一本書附録に掲けたる各郡に於ける神職諸氏の傳記其順序あるにも拘はらず本書には彼を先にし此を後にしたるもの多し願くは杜撰を以て之を咎むる勿れ一本書に記載したる社司社掌及ひ氏子總代の員數は明治廿八年十一月より同三

十五年二月まで現奉職のものとする

明治三十五年二月

編者 廣雄 謹識

下野神社沿革誌

目次

卷一

總論

足利郡部

卷二

安蘇郡部

卷三

上都賀郡部

卷四

下都賀郡部

卷五

河内郡部

宇都宮市部

卷六

芳賀郡部

卷七

鹽谷郡部

卷八

那須郡部

目次終

緒言

謹て按ずるに我皇國は 神祇を崇ひ祭祀を重ずるを以て國の大興政教の基本とす 皇上を奉戴し神皇不
貳奉仕するを以て臣民の本分とせり抑神職は 神祇に仕へ國家の祭祀を司り 皇室の御手代となりて奉
仕するものなれば神意を体認し 靈應を奉戴し以て其基因する所を明にするにあり 長くも郷村氏神産
土神とは 上古天孫遺々杵命此土に照臨座ますより次て 神武天皇帝都を大和に奠め當時臣民にては中
臣氏出雲氏大伴氏尾張氏大和氏等にて皆各々神孫の人等か彼の葦原の草花々たる土地を拓き其地方地方
に一族團體をなし一區一區と籌築り共同團結をなし各々國造となりて團體を纏め治めて遂に一郷一村を
形成し以て各々祖先神を推立て氏神と祀り以て團體中央の主尊と崇敬したるか則ち氏神の始めにありて
此れを祭るは實に一族一和の基本なりと云はざらんや

産土神とは初土にて人々初めて生たる土地を云ふことにて其土地の地氣精靈を祭りて産土神と稱し又上代
國土開闢の時神々か其土地の開造に深く其精神を凝らし遂に御魂を其土に留めしものを祭りて産土神と
崇敬せり故に産土神は則ち國家の柱石にして此れを祭るは所謂郷村の蒼生か吾身の生々活潑する所の生
存の本を祈る所以なり故に上古より今に至るまで我か大倭人種か神明の任に萬物は天に本つく人は祖に
始る人倫の大義により輒本反始の大主尊として地方隣保の中央に祭り鎮めて鎮守神と崇敬すること殆ど

三千年の久しきは此の氏神産土神にあり故に上朝廷より下萬民に至るまで此れを崇敬せざるはなし實に
尊むへし信すへし而るに本國の縣鄉村社以下各神社由緒の如きに至ては國誌に見はるゝは一部に於ける
僅に五三にして悉く之を詳に知る能はず又神社明細帳の如きも單に官廳の文庫に藏し且各社の記録に傳
ふるのみ之をして汎く公衆に知らしむる能はざるのみならず幾星霜の後に於て或は湮滅に没するなきを
保せずと不省些か感ずる所ありて敢て脚笈を顧みず謹みて此誌を編するは亦此意の外にあらざるなり
官諸彦幸に此書の拙陋を咎め給はずして微意の存する所を諒し給はんことを祈る

明治三十五年二月

編者謹啓

欠

MISSING

下野神社沿革誌卷之壹



總論

前大學教授兼陸軍教授從六位內藤耻叟 校閱
高雄神社々掌

栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄 謹編

下野國は東山道の中部に位し東は常陸の國に隣し西南は上野武藏下總の三國に連り北は磐城岩代の上國に接し其間東西凡十九里南北二十五里に亘り其面積四百二十一方里七分七厘にして人口七十八万一千五百五十餘人を有し一國を分割して足利安蘇上都賀下都賀河内芳賀鹽谷那須及ひ宇都宮市の一市八郡とし栃木縣廳を宇都宮市に置き以て一國を管治す地勢東北西には山嶽重疊して自然の國界をかした土地自ら高峻あるあり中央以南の地漸く平坦にして田野開け地味又肥沃にして最も五穀に適す

本國には別格官幣社二社國幣中社二社縣社七社郷社五十一社村社一千百五十九社及ひ有名無格社五十社氏子戸數十二万四百八十餘戸を有せり

本國の山嶽河川の重なるものを挙げれば西北隅には白根及び二荒山あり一名黒髮山と號し下野第一の高峯たり其他庚申古峯ヶ原の諸山重疊起伏し又日光山の餘脈鬼怒川を隔て、北部に起伏し箒根山及び鹽原山とあり山中には多くの噴泉を出せり其北岩代の國界には男鹿岳屹峙し山勢蜿蜒として東北に走り那須岳の活火山雲表に聳立して硫烟常に絶へず其山麓には温泉多し又東には八溝山ありて其山脈南に延き連亘起伏し常野の國界をなし西南部には石裂出流鞍掛大平岩船三疊行道の諸山あり山太た高峻からずと雖も皆眺望風色を以て著はる是れ皆山岳の秀拔を極むるものに非ずや而して夫の河流に至ては皆實に此等山溪の間より生ず溪流潺湲として山を廻り谷に墜ち岩に激し漸く奔逸し來りて合し遂に河川の上流を形成するもの實に本國の河川たるあり其長大あるは鬼怒川にして國の中央を流れ東に那珂川あり西に渡良瀬川あり此等の支流及び細河十數を以て數ふへく舟楫の便灌溉の利少からず又上流に至りては形勝奇觀を極め頗る風色あるを以て名あり其他各郡町村の部に於て更に之を詳述すへし

本國の沿革に付ては歷史上より現時の栃木縣に對する已往の變革を畧叙せん

本國は上古毛野國と稱しけるは今の上野と下野とを合せて稱呼せしにやありけん這是遠く千八九百年前の頃なりしからんか其折國府を都賀郡に置き國造をして國を治めしむ其國造に皇別神別の功あるものをして世々其職に任し國造者官掌祀神治民後

臣國司職政國造副之專職祭祀也 其職を世襲して國を知食さる後 仁德天皇の御代上毛野下毛野の二國とあし又 孝德天皇の御宇に國司郡司を置今の知事郡長の如し けり此の國司郡司に任せられしもの其數實に數百人にして四年の任期を定めしも遂に世襲の姿とはありしものなり而して上古以來治乱興廢の跡を見るに古きは措きて言はず平將門の企圖せる天慶の乱に始め藤原秀郷の勃興及び豪族の割據盛衰興亡の事實屈指に違あらず平將門の乱あるや秀郷身を下野國に起し大功を建て下野武藏守に任したり夫唐澤山の社頭將軍の神靈長あへに赫灼たるを仰かは如何に當時の威武を振へしか知るに難からむか而して佐野小山足利結城等の豪族皆秀郷より出て勢威日に加はりしも故なきに非ざるあり

源平時代に至り國司郡司の制あれともなきか如く所在豪族相争ふて起り世は豪族割據の時世となりぬ其時宇都宮城主を始め十數の豪族境を接し地を劃し各々

雄を稱し争乱常に絶へず後醍醐帝の御宇足利尊氏下野の名族を以て起つあり以
來所謂戰國時代とあり紛乱乃間幾多豪族の或は起り或は殞れるあり而して豊大
閣の起て天下を一統するに及ひ所謂豪族あるもの多く豊公の威武に屈し従はさ
るものは殲滅を免れず踵て徳川家時代となり國內は諸藩に分たれ悉く徳川將軍
の麾下に統治せられぬ而して昌平二百數十年の間諸藩主の彼より此に轉封せら
れしものなきに非ざるも各藩皆靜謐を歡娛しける偶々弘化二年米國軍艦浦賀に
見はるゝに際し泰平偷安の夢一朝に驚かされ幕府措置の出るを知らず舉國の人
心大に激動せられ所謂幕末時代を現はし勤王討幕鎖港攘夷なと云へる議論喧
囂として天下鼎沸其歸する所を知らざらんとするに至れり其后櫻田の事件あり
文久には安藤老中の狙撃せらるゝあり當時下野人にして國事に奔走せしもの又
妙なきに非ざりしと云へし元治元年水戸藩藤田小四郎等日光山に據り又大平山
に屯せしことあり當時人心疑懼殺氣充滿せり尋て明治戊辰の役大鳥圭介等宇都
宮城に逼り火を城下に放ち藩主戸田忠恕圍を脱して逃れ賊勢頗る猖獗を極めし
か薩長土因大垣の各藩の兵士來るに及ひ大鳥等宇都宮城を棄光て日山に據り勢

遂に支ゆる能はずして會津に走れり此時に當り下野の各藩主王師に屬し各所に
轉戰頗る功あり遂に戰乱平くを得たりと云ふ

抑明治維新の大業は全國を打して革新の氣運を旺盛ならしめしは言を俟たず今
栃木縣の當時に遡りて見れば明治元年六月知縣事廳を眞岡の地に置き鍋嶋道太
郎知縣事とかり假廳を宇都宮城内に設け幕府封邑八万石を領せり此時に當り下
野を分領するもの三十藩の多きに及へり則ち宇都宮、壬生、太田原、佐野、吹上、
足利、黒羽、烏山、喜連川の九藩治廳の國內にあるものを始めとし古河、彦根、關
宿、六浦、佐倉、結城、秋田、下妻、高富、多古、丹南、前橋、西端、一ツ橋、谷田部、水
戸、會津、濱松、巖原、曾我野、山内の二十一藩其治廳他國に在るものを含有す而
して幕府の旗下高家交替寄合を併せ四百三十六家とし其他日光神領大猷院靈屋
領及び社寺二百八十九所の領地あり同年八月假廳を都賀郡石橋宿に移し同二年
二月眞岡知縣事を廢し日光縣を置き鍋嶋幹を權知事に任せり同四年七月廢藩置
縣の令出つるや悉く諸藩を解き縣とあす是國政上に於ける非常の變革と云ふへ
きかり同年十一月日光縣及び其他各藩の縣とありしものを廢し新に栃木及び宇

都宮の二縣を置き悉く之れに屬せしめ鍋嶋幹を栃木縣令に小幡高政を宇都宮縣參事に任し國を二分して栃木縣廳を栃木町に置き都賀寒川安蘇足利梁田の五郡及び上野國新田山田邑樂の三郡を屬せしめ宇都宮縣廳を河内郡宇都宮町に設け河内芳賀那須鹽谷の四郡を管治せしめたり同六年六月宇都宮縣を廢し其管轄四郡を栃木縣に合併せり同九年八月上野國三郡を割きて群馬縣に附せり是より栃木縣は下野一國を管治せり其后郡分合上より都賀郡を分ちて上下都賀の兩郡となし寒川郡を廢して下都賀郡に屬し更に又梁田郡を廢して足利郡に屬せしめたり尋て町村制の施行に踵りて市制の實施府縣制の行はるゝあり以て今日あるを致せり

明治十三年十月鍋嶋縣令辭任し大書記官藤川爲親縣令となる同十六年十月同氏嶋根縣令に轉し福嶋縣令三嶋通庸本縣令を兼任せり同氏縣令たる豪壯果敢の資を以て諸般の事業を企劃し當時人心疑懼し或は時に悲嘆の聲なきに非らざりしも果斷猛進して土木大に起る其太甚しきものあり世之を稱して土木縣令の異名あるに至れり同十七年一月縣廳を宇都宮に移せり蓋し當時幾多の物議ありしを

も氏毫も意に介することなかりしと云ふ此年宇都宮二里山を拓きて廣大なる廳舎を起し規模の洪大にして輪奐たり同年十一月氏内務省に轉し翌年一月大書記官樺山資雄縣令に任せらる同十九年七月地方官々制改正あり是月十九日同氏知事に任す同二十一年一月縣廳火を失す茲に於て假廳を縣會議事堂内に設く同二十二年十二月樺山氏佐賀縣知事に轉し警視總監折田平内後任とある同二十三年三月縣廳新築成る同二十七年一月折田氏非職とあり内閣書記官佐藤暢代りて知事に任せらる更に茨城縣知事江木千之其後を襲きて知事に任せらる當時足尾鑛毒事件あり同二十九年水害工事あり其際縣治上多端なりと云ふ而れとも江木氏勵精治を圖り諸事漸く其緒に就けり而るに同年十月命ありて愛知縣知事に轉し内務文書課長千頭清臣知事に任す次て荻野左文來りて知事に任す今や溝部惟幾知事に任し今現に其職に在り寛仁周到縣治大に張を致せり

下野神社沿革誌卷之壹

前大學教授兼陸軍教授從六位內藤耻叟 校閱

高雄神社々掌

栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄 謹編

足利郡

本郡は始め足利梁田の兩郡なりしを合せて明治二十九年四月一日より足利郡と改む

今本郡の地勢を見るに東北より西部に亘りて山岳重疊し南西田圃開け土地平衍にして渡良瀬川は郡の中間を貫流して舊足利梁田兩郡を別ち數條の支流は來り合して東流す更に西南は渡良瀬川を以て上野と界し邑樂山田の兩郡と相對し東北安蘇郡に接し旗川を以て自然の區劃をなす本郡は舊足利梁田兩郡と稱せし時は足利郡は一町八村梁田郡は五村よりなり町村制實施の當時に於て以上の町村より成りしか後數村分割の事あり現今一町十五箇村とは成りぬ

本郡には縣社一社郷社四社村社六十社及ひ有名の無格社七社あり其氏子戸數一

万二千六百三十余戸人口七万六千一百六十余人にして面積漸く十四方に過ぎ
すして鹽谷郡栗山一村の大きに如かずと雖も人口の多きことは全國第一に居り
て人文の發達せるを知るに餘あり

本郡古來の沿革を尋ぬるに舊足利郡は聖武天皇の朝に諸國に驛家を定られし以
來東山道使道に當り早く開けゆきしものか舊梁田郡は下野上野の相合して毛野
と稱せし頃所謂國廳のありし所にして豊城入彦命の御子孫國造に任し永く治め
給へし地ありければ其開國も他に早かりしと見ゆ然れとも一小郡ありし故にや
事跡は杳として傳はるもの尠し

本郡教育上に關する大なりと云ふへきは足利の聖廟及ひ足利學校の遺跡ありて
往時小野篁の創立なりと歴史上にも明にして世人の能く知る所あり既に王代一
覽鎌倉大草紙和漢三才圖會其他國史畧山吹日記木曾名所圖會足利學校書籍目錄
等にも記せり然れども亦分類年代記漫遊文章上野名跡考及ひ上野傳説雜記柳庵
隨筆には各々其記する所を異にして所謂創立に關しては諸説區々にして一定せ
ざるも要するに珍奇ある書籍をし天下の奇室ともいふへきは上代文教の盛かり

しを見るに足るへきか明治の新天地に際し廢藩置縣の後該學校は栃木縣の所轄と
あり殊に足利學校遺跡保存會を設立し其保存を計れり亦明治時代の教育に就て
は管内有數なる小學校を始とし到る所校舍の設立し非ざるはあく殊に工業學校
の設置ありて亦就學兒童の如きも他郡に優るものあり噫蓋し其因する所遠く且
つ深きものあるにより將來の教育の發達亦以て期すへきなり

舊兩郡開國の始め二千年以前の事は漠として其要を得るに由なし中世以後傳ふ
へきは足利氏の事歴なりとす其足利に源氏と藤原氏との二姓あり藤氏足利は藤
原秀郷六代の孫淵名兼行の子成行なるもの足利栗崎に叶城を築きしに始り源氏
足利は源義家の三男義國より出て尊氏も之より出つ源平盛衰の時代より上杉謙
信織田時代乃間源姓藤姓足利兩氏の間屢變遷あり次て豊臣氏の時世に及ひ足利
小俣の諸城悉く變し又一城あきに至りしか更に徳川家の時に至り寶永元年戸田
忠利を足利に封し爾來相承け明治維新に際し八代の後胤戸田忠行に至りて藩籍
を奉還せしむ明治五年廢藩置縣の事あり其後に至り栃木縣所轄となり舊足利梁
田兩郡を合せて一の郡役所を足利町に置きしか明治二十九年四月に至り梁田郡

を廢して舊足利郡に合し改めて足利郡と稱す

足利町

本町は舊足利町及ひ助戸村の一町一村を合せて一の自治區を合せしものにして其幅員東西一里十町南北三十町あり地勢東西山岳を負ひ一方は渡良瀬川に瀕し土地概ね平坦肥沃あり町民は商工を營み機業を以て其名海外に聞ゆ舊助戸村も農工相半し概して勤勉の風あり活潑にして進歩の力に富み金融の活動甚しき勢あり

古來の沿革に付ては舊足利町は足利藩主戸田侯の領地に掛り助戸は高木主水正の領する所にして明治維新の後栃木縣に屬し舊足利町は第四大區七小區助戸は第四大區六小區に編入せられ各戸長役場を異にし更に町村制實施に當り一自區を爲す故に本町には郷社一社村社二社及ひ有名の無格社一社ありて其氏子戸數三千七百六十余戸人口一万八千八百余人を有し殊に足利郡役所々在の地にして警察署郵便電信局停車場及ひ有名の足利學校の遺跡等あり

足利町大字足利五丁目鎮座

郷社八雲神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口五尺銅葺 華表一基 末社二社

氏子二千四百戸 社掌助川芳之全町字

總代員

西宮住

本社創立は貞觀年中にして衆庶崇敬の社なり明治六年一月郷社に定めらる社域五百十八坪本町の中央北側に鎮し本社に遶らすに石の瑞籬を以てし境内の四方には渠を構ひ古杉老樹亭々と高く聳ひ幽邃にして頗る雅致あり

同 町大字足利鎮座

村社八雲神社 祭神素盞鳴命 祭日六月三十日 建物 本社一間 拜殿間口三間瓦葺

榊稻田姫命

七月二十日

間口三間

華表一基 寶物正宗作刀一振月山の銘あり長さ二尺三寸 氏子八百戸 社掌高山謙

東京市神田新石町某奉納

總代十五員

守全町二三番地住

社傳に曰く寶永二年戸田長門守此の地に移り鎮せし時代官風祭太郎左衛門の創立なり元治元年本社拜殿氏子一同の力を以て再建す本社維新以前は寶珠院にて別當職を奉し復飾奉祀せしか今や氏子の囑望に依り高山氏之れか社掌たり祭典の如きも明治元年より全二十二年迄衰頹に起き神輿渡行の大式は廢絶に歸したりしを同氏深く嘆して自ら私金を抛つて全二十三年更に盛ひなる祭式を擧げしより毎年例となりて漸く神威の光輝を増せり故に其宮殿の如きも常に清潔にして一点の汚塵を留めず其注意周到感すへし境

内九十一坪にして足利町二丁目北側にあり市街栴比の處として山水の美には乏しけれと紅塵万丈の間自つと閑雅幽靜の洞源を爲せり其風韻を添へたるは櫻の碑なり今左に採録して未だ見ぬ人の語り草に供せん

詠櫻花歌

奥河内清香

さへつるやかたにはわらぬ大倭國のはたこみつき句ふ科くらかくはたちよれば老さへわすれ花みれは憂さへわする のはなの咲のさかりは貴人も賤の荒雄もむら肝の形ころをなしく酒吞は酒さへす
とみ歌詠めは歌さへうかふ此所念へは奇しき花を敷しまの倭嶋根にあそふ櫻哉

明治四辛未年夏五月

創立者高山謙守補助須永廣吉

同 町大字助戸鎮座

村社 鹿嶋神社 祭神 建御雷命 建物 本社五尺 拜殿 間口四間 末社五社 氏子二百
御嶽神社 國常立命 四方 奥行二間半

戸總代 社掌 日下部幸山 全大 字住

本社創立詳ならず社境五百四十一坪平地にして社木森々たり

同 町字西宮鎮座

無格社西宮神社 祭神 事代主命 祭日 陰曆正月二十日 建物 本社間口五尺八寸 奥行五尺三寸

拜殿 間口三間二尺 神樂殿 一字 末社 三社 社有財産山林一町四反四畝歩 氏子 奥行二間

信徒五百八十八人 社掌 助川芳之 全町五三 總代 三員 〇番地住

社傳に曰く貞享二年代官笠原七郎平常町商賈繁榮のため勸請する處なり其時社地として東西七間半南北三十一間餘地として代官より寄附せられ元文四年本社を再建し天明四年四月拜殿を再建す今に神威赫灼參拜者の迹を絶たず毎年の例祭には數千人の信徒協同して賑へり今の社掌か孫紋一郎之かため繁榮講社を結成し目下遠近に講社員を有する八千餘名毎年春秋二期に大講會を開き社員の繁榮を祈り御神符神影神像を配付するを例とし二十五年秋より今に盛ひなり社費には正親町中將實徳卿の筆神號の扁額天保七年十一月奉納及び古鏡一面を藏す社域百三十九坪にして里俗鏡岩と稱する丘陵の崖下にあり前に足利街の西端を望み右手に瓦山と稱する岡陵を眺む此處には松の一叢ありて緑の枝振面白く宛かも一幅の活畫を視るか如とし境内には伊勢大神宮の御分靈を祀る其の後に一基の碑ありて句を刻せり「ねもふもの所を得たし夷講」

山前村

本村は町村制實施に際し坂西村と稱せしか明治二十六年二月分村を出願し遂に希望の如く山前三重の兩村に分れ舊大前山下の二村を合せ山前村と成る往時は足利藩の領地にして明治維新后栃木縣に屬し后今の一村となる本村には郷社一

社村社一社及び有名の無格社一社ありて其氏子戸數五百五十余戸人口三千五百四十余人あり

山前村大字大前鎮座

郷社大原神社 祭神天照皇大神天兒屋根命武甕槌命 經津主命 祭日四月十六日 建物 本社

間口八尺七寸 枋葺 拜殿間口四間半 瓦葺 饌殿間口二間 瓦葺 雨覆二間半 神樂殿二間 奥行七尺五寸 奥行二間半 奥行九尺 四方 神樂殿半四

方 雜舍二間 木鳥居一基 水屋一棟 氏子二千七百餘戸 社司森山大久良全大字一 二三番地

住 社掌森山龜次全大字一二 一番地住

社傳に曰く景行天皇四十二年日本武尊東征の歸途諸國巡視の際此地に巡幸し本村宇臺山の頂上に國家鎮護の爲大和國大原野大神を勸請せしなり村民其前に住みしにより村名を大前村と稱す后永承六年の春大原神社の自幣今の社地に飛來立ちしを以て大神の御慮ならんと村民議りて宮殿を造營遷座し奉る后貞享二年九月氏子信徒戮力して再建せるよしは本社棟札に記されて明かなり享保七年神位宗源宣旨を賜ひて正一位を贈らる文政十三年十一月本社及び拜殿を改造し明治五年十二月修繕を加へ全五年郷社に列せらる境内にはいと古ひたる藤の木あり故紫藤の社と云ふ今に暮提灯の器具には皆藤の丸紋を用ゆるとそ抑此大神は腹部の諸病を煩ふもの祈りて靈驗ありとて信する者遠近より陸續絶へず病者は本社より龜甲

形の腹掛を借り受けて腹に掛け平癒を祈る其験を得たる輩は新に龜甲形の腹掛を製り添へて奉納する例にして幾千となく拜殿へ掛け列らねたり本郡は勿論上下都賀安蘇其他に涉りて上毛の新田邑樂山田群馬佐波勢多武藏の埼玉入間秩父横見大里比企下羽武の諸郡より信仰所誓するもの月に加はり其他東京市淺草區花川戸町關根佐太郎大坂市南區板屋橋北詰上川榮治郎深く信して懇ろに其所願を乞れりと呼盛んなる觀神の威徳配すたに尙ほ畏き心地するかよれば氏子に到るまで欽仰の心深く緝和協同して常に敬神に怠らず嘗て本村古街道を改めて新たに縣道を開きしより本社へ詣するもの不便なるを以て氏子總代寺内曾重郎卒先して社前の所有地一反四畝十九歩及び工事費九十餘圓に其他大々神樂面裝束を献納せり又氏子一同にて該工事人夫四百七十人を寄附して新道より直に社頭に通する長馬場を開き大野藤三郎全常三郎岡田清次郎より馬場に乗せし石橋二箇所を寄附し岡嶋忠助は廣大なる花崗石の轆杭あり現今の建物は何れも壯嚴巨大にして社地は大前の西端に位し縣道より遙に赤き華表を望む馬場二町弱入りて本社に達す社城百八十八坪にして境内廣からずと雖も左右に六百年余も経たらむと覺しき一抱の藤何れも幹三本に分れて已かまに／＼根柢の老樹に搦まり中空まで迫ひ上ほれり黃鳥春を領し翠霞鸞鶴くの時之れを仰かは恰も紫雲花を散するの美觀あらん

同 村大字山下鎮座

村社春日神社 祭神天兒尾根命經津主命 武甕槌命 比賣神 相殿祭神人丸朝臣命 祭日四月廿一日 建

物 本社間口一間一尺 枋葺 雨覆間口二間二尺 草葺 饌殿間口一間二尺 瓦葺 拜殿間口五

二瓦葺 木華表一基氏子三百三十戸 社掌日山齊宮全村大字全 二百番地住 間

社記に曰く享祿二年三月二十七日日山の祖先杉之坊なるもの大和國奈其の春日大神の分靈を奉遷し一間

四方の宮殿を建て鎮座せしより日山家代々別當職を奉仕す后伊勢坊慈賢寛永七年十一月氏子信徒と協力

して本社を再建す現今の宮社はなり相殿に祀れる人丸朝臣は往古本村字臺の前野中に在りしを承應三年

九月檢地の際當社に合祀せり后享保十二年正月人丸明神へ神階正二位を授けらる社城二百六十一坪外に

田畠山林九反四畝二十四歩を有したれば社殿將來の修繕及び祭典等も衰頽に至らず隆盛なむや社宇壯麗

ならずと雖とも石の燈籠數基兩側に並列し石の轆杭左右に相對し十八階の石燈を登り數間の敷石を踏み

て本社に達す境内高燥にして古松老杉蒼蔚竹林風に動いて松聲翠の如きを聞く東北は一帶の山陵にて南

渺々たる曠野の上至上毛金山の起伏を望み眺咽甚た佳なり

同 村大字大前字西山鎮座

無格社稻荷神社 祭神宇賀魂命猿田彦命 大宮比賣命 祭日陰曆二月初午日 建物 本社間口

一間枋葺 雨覆間口五間 拜殿間口五間 瓦葺 神樂殿間口二間 氏子信徒十一戸 社

掌森山大久良全村大字全 三六番地住

社傳に曰く享保七年正月十三日寺内刑部少輔重久の裔寺内勘解由重清四世の孫寺内清兵衛の長男丸山昌

貞法眼玄棟(下野國足利郡大前村字丸山に住せしより寺内を丸山と改む)武藏國豐嶋郡江戸小石川土堤三

崎稻荷大明神を遷座せしに創り神主は和田周防守平重親なり此等の事は棟札及び信徒總代寺内義三郎貯

藏の禮記によりて明かなり昌貞の子孫は東京市芝區愛宕下町に住せしより寺内家に托して社殿保護に怠

らず最も社有田二反二畝余歩山林一町六反余歩祭資金六拾余圓を有し常に修繕等に目撃せり本社は地頭

土井備中守の祖先土井主計の代より累世崇敬を加へ開運三崎稻荷大明神と崇め天保三年正月土井利章よ

り境内附山林壹町歩余免租地に附せられ全六年十一月地頭の奏聞により宜旨を賜へて正一位を授けらる

全七年土井利恭より正一位の扁額及び長保呂井に大提灯四張を奉納せらる維新前は毎歲祭日には地頭の

代参ありて大祭典の神置は土井家上屋敷に献上家中一般に頒布せる例なり現今の建物は創立の儘舊形を

存し壯麗なること多く見ざる所なり社城百六十二坪大前の西北隅に位し石燈を登る數十級にして本社に

到る四方繞らすに細松を以てす北は丘陵に接し西に鬱茂たる蒼樹を見る境内高燥にして古松老杉亭々と

して高く聳ひ竹林風に動いて松聲翠の如きを聞く拜殿には三十六歌仙の壽額三十六面を掛列ね傳へて雲

上人の筆に揮毫したるものなりと云ふ毎年陰曆二九月初午日を以て祭典を行ふ詣するもの甚多く爲に境

内願る雜沓を極む

三 重 村

本村は町村制實施に當り五十部、今福、大岩、山下、大前の舊五村を合併して坂西村と稱せしか明治二十六年に至り之を分ち割きて三重山前の兩村と成せしものにして三重は舊五十部今福大岩の三村を合せて三重村と稱し一自治區と成せしものにして南方は渡良瀬川に瀕し土地平坦あり往時旗下采地に分屬し後栃木縣に屬す

本村には村社三社及び有名の無格社一社ありて其氏子戸數三百七十余戸人口二千二百八十余人あり

三重村大字大岩鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 建物 本社三尺 拜殿間口四間半 氏子四十二戸
社掌 氏子總代員

本社創立年月詳ならず社域三百六坪あり

同 村大字今福鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口三間 末社四社 氏子八十二戸
社掌 氏子總代員

掌日山齊宮住所前全

本社創建年月詳ならず社域二百七十七坪を有す

同 村大字五十部鎮座

村社南神社 祭神宇迦御魂神 建物 本社間口二間半 拜殿間口三間半 氏子二百十四戸
社掌 氏子總代員

本社創立不詳社域一千百九十坪を有す

同 村大字五十部字高田鎮座

無格社大手神社 祭神天手力雄命 祭日四月二十二日 建物 本社間口一間半 瓦葺
雨覆間口三間 瓦葺 御供所 間口五間 瓦葺 額殿三棟各間口三間 木華表一基 石燈籠
一對 水屋一棟 氏子信徒五十七戸 社掌同上 社有財產地一反五畝一步

社傳に曰く勸請年月詳かならず社域二百六十一坪平地にして社宇壯嚴清酒なり境内には古杉老榎中空まて聲ひ又珍さましきは本社の前側に千年も経たる五尋にも餘れる槻木ありて中空なるにより朽腐し中間より遂に折れしは明治七年なり今は根株のみなりしか其株の中央より清水濼列して早霖とも其水滿潤な

く里俗此水を神水と稱し手疔の病ひを患ふる者祈誓をなし此神水にて洗へば忽ち平癒の驗しありとて日詣するもの膺至し平癒の報賽として大手形の額を奉納する例めしにより奉願殿三舎は透間もなく積重ねたり實に神威赫灼ならむか

小 俣 村

本村は町村制實施の當時舊小俣及び葉鹿の二村を合併して新村を成せしか明治二十六年に至り小俣葉鹿の兩村に分離せしものなり

本村は渡良瀬川の北岸にありて一條の縣道之を貫き且つ日本鐵道兩毛線停車場あり村民は農工を業とし殊に勤勉の風あり往時旗下采地たりしか後栃木縣に屬し第四大區八小區に編入せられ葉鹿村と同しく一戸長役場の所轄とありしか現時の一村とはあれり

本村には村社一社ありて其氏子四百十戸人口三千四百八十餘人を有す

小俣村字熊野山鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命速玉男命事解男命 祭日 四月廿五日 建物 本社九尺
枳草 雨覆一棟 木華表一基 石燈籠二基 氏子 四百十戸 總代五十八員 社掌大川繁右衛門

門全大字一三 同石井増太郎全所 九番地住

本社は大永六年二月の創立にして紀州熊野より遷座す后天保六年九月本社再建慶應三年十一月及び明治二十六年三月全三十四年十一月修繕す本社は吉田山の半腹東南隅に位し字熊野山(古昔妙見山と云ふ)に在りて登ること一町余石階を躋れば華表あり社域九百九十九坪高隆の地にして社殿壯殿を極め境内には古松老樹亭々として高く聳ひ風致頗る幽邃にして南渺々たる田野の中に上毛の金山の起伏せるを望み眺曠に富むるの境なり社有財産田三畝八歩あり

葉 鹿 村

本村は町村制實施の際舊小俣葉鹿の二村を合せ一村と成せしか明治二十六年に至り各々分離して獨立一村を爲すに至りしものとす

本村は往時幕府代官の領地にして明治維新の後栃木縣に屬し第四大區八小區に編入せられ今日に至りしものにて村社一社有名の無格社一社あり其氏子戸數三百三十餘戸人口二千四百四十餘人あり

葉鹿村大字葉鹿字綠岡鎮座

村社篠生神社 祭神盞素鳴命稻田姫命 建物 本社五尺 拜殿間口五間半 末社 四方

八社 氏子三百三十余戸 兼社掌 郷社大原神社々
總代 司森山大久良

本社創立年月詳ならずと雖も齊明天皇の御宇出雲國杵築社より御分靈を奉遷す社域千八百四十四坪あり

同 村字熊野鎮座

無格社熊野神社 祭神伊邪那岐命櫛御氣野命五十猛命大屋津姫命 建物 本社

五尺 拜殿間口六間 雨覆二間 末社四社 華表一基 氏子五十三戸 社掌同上
四方 奥行二間 總代三員

本社創建年月詳ならずと雖も紀州熊野本宮より奉遷したるものにして村落を熊野(今葉鹿村熊野)と稱し

地方稀なる神社にて衆庶の尊信厚く社殿も宏大壯麗にして輪奐たり社域八百六十一坪高燥の地にあり境

内には古杉老樹蒼蔚にして神威と共に高く聳ひ幽邃にして風色絶景たり

梁田村

本村は梁田、下邊垂及び福富の舊一宿二村を合併して一の自治區となせしものにして其幅員東西一里南北二十五町ありて渡良瀬川の南岸にあり地勢平衍にして村民は農工商を分ち活潑にして勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時は各村旗下采地に分属し明治維新の後栃木縣に属し第四大區九小區に編入せられ毎村役場を異にし更に合して一戸長役場の所轄とな

り次て町村制實施に及び一村とある本村には郷社一社村社二社ありて其氏子四百十余戸人口二千七百三十余人あり

梁田村大字福富字神明鎮座 舊梁田郡

郷社御厨神社 内宮兩社祭神 天照皇大神 祭日 三月十五日 建物内宮本社 間口六尺 萱葺 外宮 間口九尺 奥行一丈一尺 萱葺 瑞籬 内宮 間口三間半 外宮 間口三間半 横八間 拜殿 間口二間 奥行二間 兩社同し筒粥殿

間口三間 神樂殿 間口二間 奥行三間 木鳥居各一基 末社十社 鹽漱石 高さ七尺五寸 横八寸五分 一郷社御

厨神社石標一基 氏子四十二戸 社掌船田義明 全部御厨村大字上 總代三員 梁垂六十七番地住

本社由緒は文政十二年八月平田篤胤大人の隱述したる碑文にて明かなればくたくしく此に記さす其碑文を左に採録す唯存むへし信すへし



天照皇大神 兩社神明宮 此に左の文あり

この二柱の大神の御神徳の廣く大きに御座すことは今更に云へくも非ず古は國々に御厨とて神領多かりしこと神風抄また神領目録などを見て知へし即この處はしも同書と

もに下野國に二宮梁田御厨とありて

絹布綿など献れる御領にそ有ける故是を以て當昔より此兩社を勧請して

神明宮と稱し今に梁田十八箇村の總鎮守と稱し奉り此村を神明村と云ふことに村長な

る岩井田甚五右衛門福政は古の道に志深く其由を石文に記して建年と余に其事しるし

こと請ふまことにかく記せる時は

文政十二年八月なり

平篤胤隨述男平篤真書

當社境内は平地にして老杉竝立天に聳ひ最も蒼鬱せり本社より東南は竹林を繞らし社域各別に(六百七十四坪六百二十七坪)して毎年陰曆正月十四日午後六時より十五日前六時まで神職氏子一同參集して簡粥神事を行ひ以て賭作盤凶を定む又全曆二月一日前六時より八時迄社廳に於て古式の田植神事を行ひ頗る盛なり

同 村大字下邊垂鎮座 齋梁田郡

村社稻荷神社 祭神保食命 祭日二月初五日 建物 本社五尺 拜殿間口三間 末社

一社 華表一基 氏子百六戸 社掌小堀英治 大字全五十 七番地住

社傳に曰く本社創立は本村開始の時齋家稻村家の地内に勧請せしものなりと云ふ本村は古昔潮垂と云

へし由にて又遺嶋ともいひならせり本社より五丁程隔り今も潮嶋あるを見れば澁は潮より脱化し來りしものならんか然るに何時の代にか今の社地に遷座せしものなりと享保年中宜旨を賜はり正一位を授けらる寛保三年十一月本社再建す天保十二年十一月拜殿を再建す社域四百六坪澁垂の西端に位し東方に點々たる村落を望み西御厨村に接す他は澁花として際涯なき御厨田甫を一渺の下に眺む境地古松老杉參差として相接し清閑の中一望廣潤爽涼の氣人に返まる

同 村大字福富南猿田鎮座 齋梁田郡

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日三月十五日 建物 本社間口三尺三寸 桁葺 雨覆

間口二間一尺五寸 瓦葺 拜殿間口二間一尺五寸 瓦葺 石華表一基 石燈籠二基 洗手

磬一個 末社七社 氏子三十戸 社掌船田義明 住所 全上

本社創立年月日詳かならず社域百七十一坪を有す

山 邊 村

本村は八幡堀込借宿朝倉田中の舊五村を合せ一の自治區をなせしものにして其幅員東西三十町南北二十五町あり地勢平坦にして北は渡良瀬川の長流に瀕し南に矢場川を控ひ西は群馬縣上野國山田郡に接し渡良瀬川の支流其中間を流れ村

民活潑にして農工を専務とす

古來の沿革に付ては往時は足利戸田氏及び旗下の所領たりしか明治維新の後栃木縣に屬し第四大區九小區に編入せられ一戸長役場の所轄とあり更に町村制實施に當り今の一村とされるものにして縣社一社村社四社ありて其氏子戸數四百九十餘戸人口三千二百七十人許あり

山邊村大字八幡字宮前鎮座 齋梁田郡

縣社八幡宮 祭神譽田別命大帶姫命姬大神 祭日陰曆正月十六日三月十六日 建物

本社二間銅葺弘化四年 拜殿間口四間半瓦葺明和七年 幣殿間口三間半瓦葺再建 神樂殿

間口三間 唐銅鳥居一基高二丈四尺寬 末社七社 社務所間口六間瓦葺全上 社有財產

田原野二町二反二十五步 氏子六十五戸 社司丸山榮舜全村大字御倉

本社は天喜年中源義家の創立にして一國一社八幡宮と稱し明治五年郷社に定められ全三十五年一月縣社に昇格せらる 社傳に曰く天喜年中源義家奥羽討討の 勅令を蒙り奥州下向の際當地堀込地に陣營を設け戰勝祈願の爲め男山八幡宮を遷座し(其當時渡世川は本社の前を流れたれば新に橋を架し本社に歸せしを以て今尙陣川橋の名あり又當地出陣の時荷物を越したる所を御荷越坂又借宿と云ふ地名又荷物を

繼立たる驛家岡田家の舊跡今尙存せり)遂に賊を平け凱旋の功を奏し康平年中歸京の砌り當社に公自ら兵器を納めて報賽せり後足利義國甲冑二領を獻し武運長久を祈り若干の神田を寄附せられ爾來足利織田豊臣の諸公より代々社領を寄附せられ武將の歸依不淺又文明八年八月長尾景長自ら筆を染めて境内社木伐採禁制札を下賜せらる元和七年十一月及慶安元年十月を以て徳川將軍より全郡全村地内に於て甘石の朱印地を賜はり神威盛にして衆庶の崇敬彌厚し其頃は別當神宮寺執行として三家の社人(富長富増手墓)の外圓光坊妙義坊南林寶乘禪月の五坊燦然として備はり常に奉仕怠らざりしよしは祭典記録に明なり而るに維新に際し別當神宮寺は復飾して平林社と改名し縣氏と共に奉仕せしか明治五年の改正に方り兩氏退職し新井正善祠官に補し奉仕中不幸にも社務所(習別當寺)は祝融の災に罹り悉く烏有に屬したれば同氏奮て再建を企謀せられしも事成らずして遂に退任せり嗣掌船田義明兼務となり祭祀殿かなりと雖も宮殿僅破に傾きしより明治二十二年中信仰有志の寄附を募り神橋を花園石にて改架し一國一社の標石をも建設し尋て全廿六年氏子總代等奮勵して境内の雜木を風下け之を基本とし工事を起し拜殿幣殿神樂殿本社に繞らす瑞籬等悉く修繕し尋て社務所を新築しける其費用總計一千貳百餘圓の外起工以來の人夫は氏子一同の寄附に成れる全二十七年工事竣功して茲に宮殿の結構輪奐たり是皆神職及び氏子總代か奮て其衝に當り經營したる結果なりと謂はざるを得ず全二十八年丸山氏社司に補任し悉く其職を盡す 社實には

族年(源義家奥羽追討用たるものにて長さ二間余)緋成黒皮威の甲冑 祭典記録(延文三年八月)一卷再建
 勸進化縁狀(大永三年八月十五日)一卷を藏す 社域二万一千六十六坪平坦にして大字八幡の中央にあり
 街路に沿ふて蒼々たる常盤木の一むれを見る中に覆われたるは則本社なり一宵の石階を越へて拜殿に到
 れは境地清洒俗塵を洗ふ東西南の三方は人家に接し北の一方山陵懸々相連なる中に一間余の石あり面平
 かにして滑かなる事砥の如く形八咫の鏡に似たり故人呼んで鏡石と云ふ又神池あり面積三百余坪水清ら
 かに心自ら澄む鏡石と相待つて神明の畏さと覺ゆ本社の東側には慕化修放生會の碑ありて(寛延二年十
 一月)苔色已にさめて文字朽斬鮮やかに讀まる(からす往時は境内の四方に下馬札を建て前後に遠鳥居
 あり今は其舊跡を存するのみ)

同 村大字朝倉字明神山鎮座 齋藤田郡

村社四所神社 祭神 大日靈命大己貴命 市杵嶋姫命足仲彦命 祭日 三月二十日六月十五日 建物 本社間口一
奥行一 枳葺 雨覆間口二間半 萱葺 拜殿間口三間 瓦葺 石木華表二基 社有財産 田四反
 間三尺 氏子 九十六戸 總代三員 社掌丸山舜榮 全村大字全
 四畝廿二歩山林 二反六畝四歩 十九番地住
 社傳に曰く本社は朝倉山方法院にて代々別當職を奉しよか文政十一年三月二十日祝融の災に罹りしに依
 り由緒書并に古書類等焼失せり惜ひ(しと云ふ)し只寛政年間建設せし石の華表に正一位四所大明神

の扁額と木造の鳥居に正一位の扁額有のみ弘化四年に宮殿を再建せり其建飾には村吏及び氏子丸山久平
 龜井定次郎丸山儀平丸山圓次郎全仁平早川利平丸山文吉半田豊藏早川彌十郎松葉藤藏半田新七全安兵衛
 田中金藏等力を効して成功せり社域千九百九十六坪にして本大字朝倉の西端に位し字明神山の半腹にあり
 り高九十尺餘一名加籠山と稱ふ人此山に登りて足を踏めは恰も鼓を打つ如き音を聞く故に其名あり本社
 は東向きにして末社に富士淺間神社及び二荒山神社あり境地は岩石嶮々として峙ち千年の苔滑かに松杉
 繁茂し稀に異鳥の聲を聞く恨むらくは維新の際古樹大木を伐採しためとて老木なきは物足らぬ心地すれ
 と風致頗る幽邃なり南に上毛の山田の鉄土を見全部内一眸の間にあり試に晴光の朝岩石の上に踞して手
 を翳させは西より南に利根の大流明鏡の如く白帆片々明滅の間に飛禽の落つるを望む(し仰いて快活の
 氣を吸ひ伏して此明美を拘す實に百年の壽を延すに足らんか)

同 村大字田中鎮座

村社八雲神社 祭神素盞鳴命 建物 本社四尺 拜殿間口三間半 雨覆一間 末社
 二社 氏子 八十四戸 總代一員 社掌井下田忠明 御厨 村住
 本社勸請年月詳かならず社域千四百十七坪を有す

同 村大字借宿鎮座

村社八坂神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口四尺 奥行五尺 拜殿間口二間半 末社三社
氏子^{五十三戸} 總代三員 社掌丸山舜榮^{住所全上}
本社創立不詳社域百七十九坪を有す

同 村大字堀込鎮座

村社白山神社 祭神伊邪那美命 建物 本社間口二間半 奥行二間半 拜殿間口四間 氏子百八
戸總代 社掌井下田忠明^{住所全上}
社域六百十九坪を有し境内清酒に在り

御 厨 村

本村は福居高富^(字百)嶋田及び上邊垂の舊一町三村を合せ一の自治區とあせし
ものにて其幅員東西一里南北三十町あり地勢平坦にして矢場川は其西南を流れ
御厨川は其中部を貫流せり風俗活潑にして農工を營み交際親和なり各地の交通
に付ては假定縣道梁田より來りて福居を貫き他に里道開通し往來の便あり
古來の沿革に付ては往時は旗下采地に分屬せしか明治維新后栃木縣に屬し第四
大區九小區に編入せられ更に一戸長役場の所轄となり後町村制實施に當り相合

して現時の一村に至りしものにして村社六社ありて其氏子戸數五百五十余戸人
口三千九百十余人あり

御厨村大字上邊垂鎮座 齋梁田郡

村社赤城神社 祭神磐裂命 相殿^{豊城入彦命} 祭日陰曆^{四月八日} 建物 本社^{一間}
枳苺 幣殿^{間口九尺} 瓦葺 拜殿^{間口三間} 瓦葺 兩覆^{間口三間} 瓦葺 鳥居一基 末社^{四間}
四社 氏子^{百二十戸} 總代八員 社掌船田義明^{全村大字七十八番地住}

本社創立は遼遠にして年月日詳かならずと雖も元録十三年中の再建の由は棟札に記して明かなり社殿宏
壯神威赫灼たり正徳四年二月十六日神位宣旨を以て正一位を授けらる往古より船田家別當職にして快乘
院と號し代々奉仕せしが維新の際復飾して神官となり日々奉祀怠す社實には神鏡二面を藏す一面は則廟
原周重の作にして(直徑四寸八分)神祇管領殿より奉獻の品なり又鈴三箇あり一は越後國直江津古川氏よ
り奉納の品なり外二箇は氏子邊見佐吉石川利一よりの奉納なり境域九百五十六坪平地にして末社四社並
列し木華表石の旗杭左右に並ひて氏子石川清平の奉納に掛るものなり本社は舊例幣使街道の南に
して小字文撰の西北隅に鎮座す本社の後に一丈五尺余にして矗立雲際屹立す本社
東南に神職の屋敷あり又境内に一少丘あり之れに登れば東南一帶御厨の田野に望み秋冬の候天氣晴朗な

る時宮指の西南に聳ゆるを見る西方は近く大田の金山遠きは信濃の淺間山に望み殊に眺望頗る佳なり

同 村大字嶋田字權現鎮座 舊梁田郡

村社稻荷神社 祭神保食命 祭日陰曆三月十五日 建物 本社間口三尺 雨覆
間口二尺 奥行二間半 拜殿間口三間三尺 華表一基 氏子六十九戸 社掌井下田忠明 全村大字全六
十八番地住 總代三員

社傳に曰く足利上總介義象の創立にして維新前は稻荷山覺性院にて奉仕す后明治三年九月神佛分割の際
し別當寺村役人氏子一同協議の上箱林藩廳へ出願し認可を得て井下田氏初めて本社之神職となる是より
先享保四年十二月十三日神位宗源直旨を賜はり正一位を授けらる古より衆庶の尊信する社なり社域七百
十九坪にして四境繞らすに渺々たる田甫を以てし境内古杉老樹蒼蒼として繁茂し快風一陣袂を吹いて翠
瑟の聲を生し月夜廟下に逍遙して龍蛇の影地に印するを見るへし人をして天空海湖の想あらしむ

同 村大字高富(字百頭)鎮座 舊梁田郡

村社神明宮 祭神大日靈女命 祭日三月十五日 建物 本社間口七尺 葺萱葺 幣殿
間口六尺七寸 鐵葺 雨覆間口三間 萱葺 拜殿間口三間半 末社一社 木鳥居一基 石
奥行一間半 旗杭二基 手洗磐一基 氏子五十戸 社掌船田義明 住所
總代三員 前全

本社創建は大同二年にして社殿宏壯輪奐たり社域二千六十三坪平地にして境内には老杉古樹点々として

高く聳へ若木蒼蔚にして風光絶景なり

同 村大字福居鎮座 舊梁田郡

村社母衣輪神社 祭神日本武尊 祭日三月十五日 建物 本社間口三尺 板葺 雨覆
間口二間半 幣殿間口九尺 拜殿間口三間 各瓦葺 木鳥居一基 石旗杭二基 七五三
奥行二間半 柱高一丈二尺二本 加藤半七 末社六社 盪漱石一基 氏子百四十五戸 社掌同上
巾一尺二寸 郎奉納 總代三員

本社創立年月日詳ならずと雖とも神威盛んなり社域六百四十八坪民有第三種にして平地なり末社六社
ありて木鳥居并石の旗杭盪漱石等壯嚴として建設あり境内には老杉等々として高く聳ひ風致愛すへし

同 村大字福居南友之郷鎮座 舊梁田郡

村社稻荷神社 祭神豊受姫命 祭日三月十五日 建物 本社間口二尺二寸五分 板葺
幣殿間口九尺 瓦葺 拜殿間口二間半 雨覆間口二間半 鳥居一基 石燈籠一基 盪水
奥行一間 石一基 氏子二十三戸 社掌同上 總代三員

本社勸請詳ならずと雖も社殿清冽にして庶人信仰厚く境内には石の燈籠左右に並列して鳥居盪漱水盤等
に至るまで全備したるは氏子僅少なるにも稀なる社なり境域二百九坪若木蒼蔚にして幽邃なり

同 村大字福居字中里鎮座 舊梁田郡

村社飯有神社 祭神伊弉諾命 祭日三月十五日 建物 本社間口五尺四寸 枋葺 雨覆
間口三間一尺 瓦葺 末社一社 鳥居一基 氏子四十五戸 總代六員 社掌同上
本社創建年月日詳かならずと雖も正一位の神階を授けらる事保年中神子を置かれ神樂等怠りなく奏上
し文政年中には神主を置かれ橋本筑後正綱貞奉仕せり社域千五百七十八坪を有す

筑波村

本村は小曾根、羽刈、高松、高富、(宇縣)の舊四村を合せて一村をなせしものにし
て其幅員東西三十町南北十五町に過ぎず地勢平坦にして矢場及び御厨の二川西
南を限り中央に御厨の支流あり村民活潑にして農工に能く従事す
古來の沿革に付ては各村旗下采地に分属せしか明治に至り栃木縣に屬し第四大
區九小區に編入せられ高富を除き一戸長役場の所轄となり後町村制實施に當り
更に相合して一自治區となす本村には村社四社氏子戸數五百七十餘戸人口三千
四百七十人許あり

筑波村大字小曾根字宮上鎮座舊栗田郡

村社御厨神社

祭神大日靈貴命
神日本磐余彥命

建物 本社三間半
四方

拜殿間口三間半
奥行二間

氏子百七戸
總代

社掌松井峯尊

全村大
字全住

本社は往古天照皇大神宮と稱し松井家にて奉仕し由緒等も明かなりしも貞享元年十月二十八日松井家祝
融の災に罹りしより由緒書灰燼に歸し詳ならずと雖も往古は盛大なる社にして社領をも附しあるも足
利尊氏の時没收せられしと云々明治五年七月松井家八代孫峯尊氏に至り天照皇大神宮を御厨神社と改號
したき旨栃木縣廳へ出願せしに許されて御厨神社と改稱す社域七百坪平坦の地にして古杉老樹森々とし
て繁茂し神寂て頗る雅致あり

同 村大字羽刈鎮座

村社神明神社

祭神大日靈女貴命

建物 本社三尺七
寸四方

雨覆二間半
四方

拜殿間口三間
奥行二間

末社二社 廊下

間口一間
奥行一丈

華表一基

氏子百三十七戸
總代一員

社掌橋本與七
全村大
字全住

社傳に曰く本社創立は天平二年にして橋本德安の勳跡なり往古本村を上境原と稱せしか永録十一年十一
月南方より會々大鷲來りて戦争歌のよふなる聲にて鳴きければ土人弓に箭をつかへて放ては忽ち左羽射
落したり此より上境原を羽蒔原と改めたり元龜元年本社を以て一村の鎮守神と崇敬し橋本德安十八代の
孫橋本好通社人となり専心本社に奉仕せり明治六年神明宮と改号し村社に列せらる社域六百四十三坪平

坦の地にして社木森々として繁茂し中にも神木と稱する老楓は周囲廿一尺枝下四十八尺ありて雲表に聳ひ風景頗る愛すべし

同 村大字高富縣鎮座 舊梁田郡

村社神明宮 祭神大日靈女命 祭日 三月七日 建物 本社四尺榜葺 雨覆三間葺

葺 幣殿間口九尺杉皮葺 拜殿間口三間半 萱葺 末社三社 石旗杭二基 氏子二百五十戸總

代 社掌船田義明 住所 全上

本社勸諭年月日を詳かにせずと雖も社殿輪奐として神威赫灼たり社域千二百九十六坪平地にして石の盟激盤華表等屹立と建設し境内には古楓老樹若木蔚然として生ひ繁り神寂ひて雅致あり

同 村大字高松鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口四尺 拜殿間口二間 雨覆間口一間

間 饑殿間口一間 氏子百四十六戸 社掌松井峯尊

本社創立詳ならず社域四百十九坪平坦の地にあり

久野村

本村は久保田、野田、瑞穂野の舊三村を合せ一の自治區をなせしものにして其幅

員東西一里十八町南北二十五町ありて其地形半圓形をなし地勢平坦にして渡良瀬矢場御厨の三川は東南北の三面を限りて經流せり村民活潑にして農工に従事し親和をなす

古來の沿革に付ては往時各村旗下采地に分屬し明治維新后栃木縣に屬し第四大区九小區に編入せられ各村役場を異にし明治十六年瑞穂野を除き一戸長役場の所轄となり町村制實施に及び相合して一村をなす本村には村社三社ありて其氏子戸數四百八十餘戸人口三千三百二十餘人を有す

久野村大字久保田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社一間二尺四方 拜殿間口二間 氏子三十六戸 社

掌松井峯尊 住所 前全

本社は字八幡に在りて社域二百八十一坪と有す

同 村大字瑞穂野鎮座

村社赤城神社 祭神磐筒男命 建物 本社間口一間半 拜殿間口三間 末社四社

氏子九十四戸 社掌同上

本社創立不詳社域一千四百十八坪を有し平坦の地に在り

同 村大字野田鎮座

村社人丸神社 祭神柿本人丸靈 建物 本社間口二間半 饌殿間口二間 奥行五間 末社六

社 氏子百九十戸 社掌 總代員

本社創立不詳再建は嘉永四年四月にして社域五百六十三坪を有す

毛 野 村

本村は川崎、勸農、岩井、常見、大久保、八棚、鳩木、山川、大沼田、北猿田の舊十村を合併して一自治區をなせしものにして幅員東西二里南北一里十八町ありて縣道里道開通して各村に連絡せり地勢南は渡良瀬川の長流を以て限り三方は山岳相連りて起伏重疊し内部は稍々平衍なり村民質朴にして農業に勤勉し且つ敬神の志風あり本村には郷社一社及び村社九社ありて其氏子戸數七百餘戸人口四千三百九十餘人あり往時は十余名の旗下采地に属し各村所領を異にせしか明治維新後に至り共に枋木縣に属し第四大區六小區に編入せられ次て各村戸長役場を分離し明治十六年以來二戸長役場を置き終りに町村制實施以來更に相合して一

村とある

毛野村大字川崎鎮座

郷社天満宮 祭神菅原道真朝臣命 祭日三月廿五日 建物 本社間口一間六寸五分 九月廿五日 奥行五尺一寸

拜殿間口三間 饌殿間口五間 神樂殿間口三間 末社六社 鳥居一基 氏子百七十四 奥行二間半 奥行二間 奥行三間 戸總代三

社 司龜田多門全郡吾妻村大字村上八十七番地住 兼小野寺龍丸全郡全村大字大久保五十六番地住

社傳に曰く勸時年月は逸遠にして詳かならずと雖とも古昔は攝社にして維新の際まで例幣使日光御參向には必ず御立寄御拜禮御奉納物等ありたる程なれば庶人の尊崇厚つきは勿論なりし故に明治五年郷社に列せられ全六年一月小野寺氏奉仕せられしより氏子一同協議の上元村社日枝大神の神殿を移して常社の神殿に改造し大に壯觀を極む明治九年更に第四大區六小區の郷社となる神威念盛なり是より先天保十一年四月鷲尾前大納言隆純卿幣使として日光御社參の時本社に詣せられ奉納の短冊に「わか君は人をかゝ美と見かくなる心くもらて千代もつかへむ」又全十三年四月中山宰相中将忠能卿奉納の短冊に「萬代の初めを今日を祈りたきていま行末は神所知るらん」全十四年四月綾小路宰相有長卿も本社へ參詣せられ歸途には立ち寄られずして急きたまふに染田まで參られし途中如何なしけん窺籠の中に座して着用の冠を失ひたまひければ大に不審の末神靈の御仕業と考へていたく恐れたまひ直に本社へ代參を立てられ御

詫ひこと中せしとそ其時奉納の歌に(幣の使にことしは往行して此宿にいこいければ)「行かへり旅のね
かひを天満る神のめくみやなたにそしる」とありて皆本社_の寶物なり郷社の列に加へられしも此等の
爲なりといへは神徳の洪大なる貴み仰くへし社城六百九十四坪にして川崎の中央街道に沿ひて平坦の地
にあり周圍人家に接すと雖とも境内疎放にして清酒後ろに田圃を扣へ又た常磐木の類社殿に接して聳ゆ
るはいと神々しく感せらる殊には老梅林をなして屈曲龍の雲に躍るか如きもの傲牙虎の伏する如きもの
枝を接して相連る若し黃鳥東風に啼を弄するの時此境に遊はゞ氷骨玉肌錦を纏ひて芬香馥郁時魂自ら飄
脱せん

同 村大字勸農字岩井山鎮座

村社赤城神社 祭神磐筒男命 磐筒女命 祭日 三月十四日 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間半
九月十九日 奥行一間

社寶 古文書二通 氏子百餘戸 社掌勸農秀學 全村大字全四
總代三員 十五番地住

本社_の由緒沿革詳かならずと雖とも享保十八年二月宣言を賜り正一位を授けらる本社は本大字(勸農村)
を離れて坤の方岩井山の頂きにあり(按ずるに本社は岩井村地中勸農村飛地に在り岩井村鎮守も赤城神
社はあり傳いて往古兩村一村にて當社か鎮守神なりしか分郷に際し岩井村にも分靈して別に一社を奉祀
すと云ふ)花崗石の華表を潜くも石燈を登り拜殿に至る夫より一間の石階を躋り本社あり總彫物組物附

にして輪奐美を盡せり本社の後へ立て眸を放ては一帶の白布を敷きたる如く濛々として西に走れるもの
は渡良瀬川なり古へは此岩井山の麓を流れたるよしなれとも今は桑田砂石と變し座ろろに淵瀬と變はる
飛鳥川_の故事を忍はる之を隔て右手に足利街頭の炊煙と望み翠雲淡き處遙かに淺間山と對するを得へし
境内六百坪古樹蒼蔚として山水真に明美の佳境なり

同 村大字大沼田鎮座

村社大山祇神社 祭神大山祇命 建物 本社間口二間 拜殿間口三間 神樂殿一棟
奥行四間

末社三社 氏子百四十四戸 社掌小野雅樂全大字住
總代三員 飯塚播種全處住

本社は字大坊山の頂上に鎮し社城五千七百七十二坪古松蔭々森々たり殊に奇しきは本社_の飲用水なり本
社は高山の頂きにありて水路に乏しく本社_の屋根より落る雨水を鉄の水盤に溜て四季とも用ゆるなり
然れとも其水は暑中と雖も腐敗せず蟲も生せず清水にして神水と稱し酌する人飲て喝を愈すと云ふ

同 村大字北猿田鎮座

村社上の宮神社 祭神伊弉諾命 瓊杵命 建物 本社間口四尺三寸 拜殿間口三間
伊弉册命 奥行三間

社六社 氏子百十戸 社掌
總代三員

本社創立年月詳ならず社城四百三十九坪を有す

同 村大字八ツ桐梅の森鎮座

村社天満宮 祭神菅原道實靈 建物 本社間口一間半 拜殿間口三間 末社一社

氏子七十戸 社掌

本社勸請年月詳ならず再建は嘉永三年にして社域六百四十七坪あり

同 村大字山川鎮座

村社白鬚神社 祭神伊弉諾命 伊弉册命 建物 本社間口四尺五寸 拜殿間口二間 末社二社

氏子百六十五戸 社掌

本社創建年月詳ならず社域七十七坪を有す

同 村大字常見鎮座

村社星宮神社 祭神瓊々杵命 建物 本社間口三尺三寸 拜殿間口二間六寸 末社

六社 氏子六十戸 社掌

本社勸請年月詳ならず社域五百坪を有す

同 村大字大久保字岡鎮座

村社日光神社 祭神串代主命 鹿嶋建御雷男命 建物 本社間口五尺七寸 拜殿間口三間 神樂殿一棟

末社四社 華表一基 氏子百三十三戸 社掌小野寺昇全村全大字住

本社創立年月詳ならずと雖も延寶七年四月の再建にして尙延享二年十一月再築す社域千四百三十七坪高燥の地にありて社樹蔭々蒼々として景趣頗る幽邃なり境内に前社掌小野寺龍丸先生の碑あり

同 村大字鶴木白山鎮座

村社八社神社 祭神須佐之男命健甕御名方命 建物 本社間口二間 末社三社 氏子十五

四戸 社掌

本社は八所に鎮座ありしを正保年中一社に合祀して八社大神と尊稱す文化二年祝融の災に罹り本社灰燼に歸す后今の本殿に改築す社域六百五十六坪を有す

同 村大字岩井鎮座

村社赤城神社 祭神磐筒男命 建物 本社間口三尺 拜殿間口四間 末社三社 氏

子三十三戸 社掌

本社勸請詳ならず往古は足利町横町堤下に鎮座ありしか天保十年境内川に變せんとせしより今の字本城に遷座せり社域二百八坪を有す

吾妻村

本村は村上上羽田下羽田及び高橋の舊四村を合せ一乃自治區とあせしものにして其幅員東西一里十町南北三十町あり地勢平坦にして東は安蘇郡に接し南北西の三面は渡良瀬川及び旗川の両川經流せり村民は概して温厚の風ありて農を以て業とす

古來の沿革に付ては各旗下の采地に屬し所領を異にせり明治維新后栃木縣に屬し第四大區六小區に編入せられ各村役場を異にし明治十六年に至り一戸長役場とあし町村制實施に當り相合して一村となれり本村には村社四社ありて其氏子戸數五百二十余戸人口三千三百九十余人あり

吾妻村大字上羽田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆二月十五日 建物 本社一間銅瓦葺 拜殿

間口四間 幣殿間口二間四尺 神樂殿間口二間各瓦葺 石華表一基 末社五社 郷

奥行二間半 奥行二間 奥行三間 氏子百二十二戸 社掌永井齊 全村大字全

社石標 伊勢參宮碑石永井先生の碑 氏子百二十二戸 社掌永井齊 七番地住
社傳に曰く承平六年田原藤太秀郷朝敵將門を討すへきの命を受け常郷まで出馬せしか名にし負強敵なればとて宇佐八幡宮を奉し取勝を祈る其の擁護により遂に賊を平けて唐澤城を築きたり天慶五年當境に兵

器を埋め塚を造りて宮殿を建て以て其鬼門鎮護となす即ち今本社の後ろ小高き所道場塚といひて元そこに鎮座せしと后元録八年宮殿再建の際今の處へ遷座したるものにして刀劍の類朽ち錆ひて寸断となれるもの地底より發見せしとあり又再建のことは本殿の棟札に明記せられたれば正しき肥録なるべし其頃は和氣の王子といへる人神子として宮仕なし和氣氏歸京の後は奉仕するもの暫く中絶して永和年間に興興宮宗照寺別當職を奉し佐野家にて代々修繕を加へ崇敬の社なり佐野家廢絶後は近村七郷の鎮守と稱めらる永録十年八月下羽田村に分祀せられたり后明治五年郷社に列せらる全十年八月本社に編入せらる他に委しき事蹟もあるへけれと別當寺數度の火災にて舊祀等も焼失せる故惜むらくは詳ならず明治二年永井氏神職となりてより全十九年に到り全氏管理者となり川田道次郎大關兼三郎川村清二郎青木兵五郎山本清三郎川村源十郎川田林平川村熊二郎川村其藏の諸氏再建委員となり拜殿を再建す又全二十六年中より全二十七年四月に到る迄永井氏管理者となり川田道二郎全助太郎山本清三郎川村其藏大關充太郎青木安五郎川村熊二郎川村彌三郎川村清作古橋善二郎川田林平松本信太郎の諸氏再建委員となり本社再建の功を峻く造營の費用は氏子一同の醵金より出るといへ永井氏多年積蓄の効績によるものにして實に巨額なりとそ且永井氏は社頭永録資金をも貯蓄する等凡てに努めたれば氏子又協和して費を投するを喜まず殊に再建成功の曉に於て氏子一同永井氏の盡力に感し永井氏へは齊服一領木杯壹對銀盃一個を拜殿

再建委員へは石盃壹個本社再建委員へは木盃一個宛を贈り其勞を謝せしとを記すたに快よき美事といふへし社域千四十六坪にして古杉老樹雲を凌いで千年の縁りを示めし社頭徐ろに風生して凄氣自ら身に運り神々しきの念に堪へざるものは本社境内なり中に凸然と峙つものは道場塚の舊迹にして今溪間神社を鎮座す此處尤も眺望に佳なり一たひ眸を放ては足利安蘇兩郡の畝野に炊煙の囀ひくを見伏して青嵐の吟嘯を聞くへし

同 村大字村上鎮座

村社星宮神社 祭社天津彦火瓊杵命 祭日三月十五日 建物 本社間口六尺銅葺
拜殿間口三間瓦葺 神樂殿一棟 雜舎一棟 華表一基 氏子百二十戸 社掌龜田源
之助 全村大字全八
十七番地住

社傳に曰く本社は源順朝の時代當地鎮座のため勸請せしものにて元録十五年地頭牧野傳藏より二反六畝十五歩祭田免として除地を寄附せらるる全村真言宗仙殿院にて代々別當職を奉しよか明治二年十二月龜田多門神祇官より神主職に補せられ明治二十八年十月氏子一同の力によりて拜殿を再建せられたり本社は全三十四年四月の再鎮にして全年十月二十六日を以て遷宮の盛式を擧げらる就中由緒ありけるは毎年陰曆十月三十日には氏子擧つて團子を饗へ月毎に客を招て之を饗する例ありて例祭に比して却て盛ひなり

或年之を廢せしに神意に適はざるけん災害ありて此例再ひ行はれり社域三百三十余坪大字の西端に在り前に茫漠たる田甫を控へ一眸數十里の間にあり後に人家を負ひ境内には古杉老樹の二丈に餘れる大木中空に聳ひて徐ろに千年の昔を想はる夏の夕春の晴清氣野に滿つるの時杖を曳かは心自ら爽やかならん

同 村大字下羽田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社三尺 拜殿間口三間 雨覆二間 幣殿九尺
末社一社 氏子百五戸 社掌永井齊 住所
本社は永録十年八月上羽田村八幡宮を遷座せし社にして社域百八十坪を有す

同 村大字高橋鎮座

村社雀神社 祭神豊城入彦命 建物 本社四尺 拜殿間口三間半 幣殿間口一間二尺
末社六社 氏子百八十五戸 社掌新井正善 住所
本社は嘉曆三年六月の創建にして元録十二年三月十六日を以て神位宣旨正一位を授けらる社域六百八十

五坪平坦の地にして前に渡良瀬川の清流滾々として晝夜を過めす境内には老杉蒼蔚にして風景佳なり

富田村

本村は奥戸、迫間、駒場、寺岡、西場、稻岡、多田木の舊七村を合せ一の自治區をか

す其幅員東西二十五町南北二里あり地形狹長にして縣道及ひ里道ありて各村に連結し地勢稍々平坦にて西に山脉を擁し東には旗川ありて其間自ら一區を畫せり古來沿革に付ては旗下及ひ公家の所領に屬し明治維新後に至り栃木縣に屬し第四大區六小區に編入せられ各村に戸長役場を置き後分合して二戸長役場とし次て町村制實施に當り一合して一村となす本村には村社七社ありて其氏子戸數六百七十余戸人口四千三百八十余人あり

富田村大字奥戸鎮座

村社春日神社 祭神天兒屋根命經津主命 健甕槌命比賣命 祭日三月十五日 建物 本社間口四尺 桁葺 奥行五尺

拜殿間口三間半 瓦葺 幣殿九尺 瓦葺 鳥居一基 氏子百三十八戸 社掌茂木佐内全村

全百十番地住

社傳に曰く勸晴年月遠遠にして詳かならずと雖とも今の社掌茂木氏の祖茂木若狹守正重元錄十二年四月本社の祠官たりしこと裁許狀に明なれば古社たること疑ひなしされと茂木家火災に罹りて舊祀古書等を失ひ又嘉永六年七月二十五日雷火のため本社拜殿共燒失せしより棟札等も失せしにより不分明なりし所以なり地頭土井大炊頭より除地畠二反歩を寄附ありしも明治五年上地となる延享元年六月宣言を賜はり

正一位を授けらる后嘉永八年九月本村里正小林友右衛門大に盡力して拜殿を再建し明治五年氏子一同の力を以つて本社再建し其の社殿今存せり社域四百八十坪にして本大字西北部に在り四境空濶概ね田圃に接し前後に渡良瀬川の堤防を扣へ境地狹隘社殿構造壯麗杉風徐るに袂を吹いて瀟洒自ら襟懷を清ふするに足る

同 村大字西場鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口三尺 拜殿間口四間 神樂殿一棟 奥行五尺

末社一社 氏子七十二戸 社掌總代員

本社は西場太郎成實の創立にして建仁二年九月九日全郡田沼稻荷神社を遷座す后正徳三年正一位を授けらる社域一千百五十九坪を有せり

同 村大字稻岡鎮座

村社八幡神社 祭神譽田別命 建物 本社四尺 拜殿間口三間半 神樂殿間口三間半 奥行二間半

末社七社 氏子百四十戸 社掌總代員

本社創立年月不詳明治三年三月九日祝融の災に罹り社寶古書類灰燼に歸せり翌四年八月氏子の盡力により再建す社域六百七十六坪神尾部前の地に鎮す

同 村大字迫間字本郷鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 伊弉册命 建物 本社四尺 氏子四十四戸 社掌

本社創立不詳社域九百五十七坪清酒の地に在り

同 村大字駒場鎮座

村社三柱神社 祭神大己貴命須勢理姫命 建物 本社一間 拜殿間口三間半 雨覆間口

半 末社十一社 氏子八十八戸 社掌

本社は寶永五年の創立にして日光三社大権現を奉遷す社域千九百五十五坪なり

同 村大字多田木鎮座

村社三柱神社 祭神大己貴命須勢理姫命 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間一尺 末

社一社 氏子七十戸 社掌

本社は寶永五年の創立にして日光三社大権現を遷祀す社域七百六十三坪を有す

同 村大字寺岡鎮座

村社兩社神社 祭神大己貴命 建物 本社四尺 拜殿間口三間 末社一社 氏子百十

總代 社掌

北 郷 村

本社創立詳ならず社域八百二十六坪あり

本村は樺崎、利保、名草、江川、月谷、田嶋、大月、菅田の舊八村を合せて一村とあせしものにして其幅員東西一里三十町南北四里二十町に及びて郡内第一の大村にして且つ富有を以て稱せらる地勢南は足利町に通し南方一半平坦にして北方一帯山岳相連り高地多し村民温厚にして敬神の志厚く農工の業を勤勉し機業の如くも頗る隆盛なり往時は旗下采地に分属し明治維新の後栃木縣に属し第四大区七小區に編入せられ明治十六年遂に三戸長役場の所轄とあり町村制實施に及び更に各村を合せて一自治區となす本村には村社八社及び有名無格社二社ありて其氏子信徒戸數一千五百二十余戸人口九千四百四十余人あり

北郷村大字名草鎮座

村社日光神社 祭神大己貴命田許理姫命 祭日三月十五日 建物 本社一間銅葺 拜殿

間口四間桁葺 神樂殿間口九尺 末社七社 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子四百戸

總代六員 興行二間 社掌堀江水穂 本村大字二百 四十八番地住

社傳に曰く當社は往古日光二荒山神社を遷座して勸請せしも遠近にして勸請年記詳ならず元禄五年三月本社再建せし事は明なり往時五寶院にて代々別當職を奉し維新の際復職し堀江水穂と改名して奉仕せり明治二十八年二月を以て巨大壯麗なる本社拜殿を改築す境内は里道の西側の小丘にありて頗る幽邃にして清酒たり樹木蒼鬱として中にも神木と稱せし老杉(二丈余回)は高く中空に聳ひ風致焉然として愛すへし本社馬場長延にして六十階の石燈を登りて拜殿に達す社域廣大にして三千坪あり又本社維持として田一反九畝廿四歩を有す

同 村大字樺崎鎮座

村社示現神社 祭神大日貴命 豊城入彦命 事代主命 祭日陰曆三月十九日 建物 本社一間枋葺

雨覆間口二間半 幣殿間口二間半 拜殿間口二間半 神樂殿間口三間 各屋根萱葺 石

木鳥居二基 石燈籠二基 手洗石一基 寶物金幣神鏡 氏子百六十戸余 社掌橋

本錦重郎 全村大字百二十六番地住

當社地往古は大野郷と云いし由なるか今は本郷と云ふ大字中央を貫流する宮川の邊りに鎮座して清酒たり享保廿一年四月を以て神祇管領長上より垂跡以來被増一階勘年配極位を授くるとわれは古き社なること疑ふべきもあらざれとも創立の年月日詳ならずはいと惜むべしと云ふへし又元文元年九月領主堀氏

より扁額献納ありて今に存せり社境三百三十八坪にして華表の側に三本の古松あり葉の濃蔭ありて世繼の松と稱す此歌に

あしはらの園いや廣にしけれとて世繼の松をか見やうまけむ

同 村大字利保鎮座

村社御嶽神社 祭神國常立命 祭日四月廿八日 建物 本社間口六尺枋葺 拜殿間口

四間奥五葺 雨覆間口三間五葺 華表一基 社有財産田一反九畝二十歩 氏子百五

行三間 惣代 社掌前原宇多 全村大字全三十八番地住

社傳に曰く本社奉仕は眞言宗全村持寶院及び利保山安養院と兩別當たりしか維新の際持寶院退職せらる故に安養院復飾轉身して本社に奉仕す抑當社は往古宣旨を賜はり正一位を授かり正一位藏王大権現と稱せしも明治五年御嶽神社と改稱す又本社は本村下山の下にありしを今の社地に何時代にか遷座せしと云ふ社實には代官阿由葉忠藏より奉納せられたる山科中納言忠言卿の筆の短冊二葉を藏せり社城百五十余坪にして石燈を躡りて眺々たる岩石の下に鎮座せり前に田甫を隔て、月谷江川の村落を望み坤の方遙に足利の市街を見るへし名草の細流は潺々として下山の裾を遶り青松相映し風光最も美なり

同 村大字大月鎮座

村社鹿鳴神社 祭神武甕槌命大己貴命 經津主命少名彥命 建物 本社間口三間半 拜殿間口四間半 神樂殿一棟 末社五社 氏子百三十八戸 惣代員 社掌

本社創立は天正二年にして常陸國鹿島大神を奉遷す社域千四百七十七坪を有す

同 村大字菅田鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間 雨覆三間 神饌所一間 神樂殿一棟 氏子百五戸 惣代員 社掌

本社創立年月詳ならず社域三千五百四十四坪を有す

同 村大字田嶋鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 建物 本社二間半 拜殿間口七間半 幣殿間口二間半 末社一社 氏子百九十三戸 總代員 社掌

本社は明治十年五月の再建にして宏壯美觀たり社域千九百九十一坪を有す

同 村大字江川鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 左殿長尾景長 全景春 右殿齊藤伊豆守 建物 本社一間 幣殿間口九尺 拜殿間口三間 末社六社 氏子六十六戸 總代員 社掌

本社は齊藤新左衛門の崇敬社にして武運長久子孫永榮を祈らんか爲め本社を再建し左右に長尾齊藤の三靈を合祀し三寄八幡宮と稱し后一村の鎮守となりぬ社域一千三百五十三坪清酒の地に在り

同 村大字月谷鎮座

村社示現神社 祭神大己貴命 健御名方命 事代主命 建物 本社四尺 雨覆三間 拜殿間口三間半 幣殿間口九尺 神樂殿一棟 寶庫一棟 末社六社 氏子二百十六戸 惣代員 社掌峯岸豊全大字住

本社創立元慶四年にして月谷大明神と稱せしを天正年中示現と改號す再建は慶長及び慶應元年にして社域五百六十三坪を有す

同 村大字禰崎字赤土山鎮座

無格社八幡宮 祭神譽田別命赤土命 源義稱靈命 祭日三月八日 九月廿九日 建物 本社間口二間 拜殿間口九尺 幣殿二間 華表二基 末社四社 石燈籠二基 氏子百九十三人 惣代員 社掌長祐多全村大字全百四十九番地住

社記に曰く承和五年九月廿九日今の社掌長氏の祖長六郎平爲後始めて村内の鎮護として赤土命を祀り赤土神社と稱す其地は元長家の私有地にして茫々たる芝生の原野なり且地質赤粘土なるを以て赤土山と

唱へり其後庚平六年八月十五日源の義家城鬼門除の社とし八幡宮を合祀し後正治元年三月八日源義家四世の裔足利上總介源義兼思ふ所わつて日本六十余州の神佛拜禮のため津々浦々の端に至るまで回國し終に此地に來り定に入ると以て此靈を合せ祀つり赤土山八幡宮と崇む此れ本社の原因なり天正十九年十一月十一日徳川將軍家光より樺崎村地内に於て御朱印二十石を賜はりしより初めて社地と改まり文錄四年社人長丹波守平信勝より金七十兩年貢除地冥加として領主堀帶刀へ献納す其年社地へ松杉等の苗を植へ試み後寛文四年長丹波家重の代及び天明四年長丹波平豊恒の代文政七年全丹波平豊展の代に於て社木栽培に心を盡し累代苦辛の末花壇たる芝生地も鬱蒼たる喬木の枝を空に接するに到る長家の勞や大なりといふへし徳川將軍累代御崇敬ありて先判の旨を以て連綿として社領を賜はれしか維新に到りて返還せり本社に關して珍らかなる由緒もあれと管々しければ省きつ唯た舊記の中の一節を原文のまゝ左に抄出して其奇しきを示さん 上野初義兼幼而愛鶴也一夕偶夢語曰托身隘館間馳懷遠叢外辛苦幾何涕泣滂沱唯冀縱復子舊義兼夙興對籠中鶴曰象有長牙自焚汝依發好音自驅從今於我領之境勿啼手自放鶴爾來樺崎郷有鶴不敢啼雖然妖嬈將生則群鶴頻至啼社前也下客此事今に到ても滄らす偶々鶴の啼あれば必ず凶事ありといふ社城六千三十坪にして丘陵の上にあり前に田圃を隔て一帶の山嶽を望み後には樹木蒼蔚たる山崖削り成せるか如とし幽趣自ら備はる維新前は本社の傍に赤御堂と唱ふる五重塔足利代々の廟所の迹は人をし

て追古の情に堪へざらしむ大日如來の体軀を埋めし迹は徐ろに千年の昔を忍ぶ心地せり元は社地もいと廣くして二反五畝歩程の廣庭あり拜殿の前より其四隅に各松ありて四方掛りの松と呼び名高かりしよし又鶴龜の池とて二つの御神池ありて池の形鶴龜に似たりしか今は龜池のみ形を存し鶴池は大方田圃に變せしと云本社はされと壯麗美觀にして殊に吉良上野介よりの奉願は金色燦然として今に威光を失はず實に郡内屈指の社也寶物征矢之根二本(源義家より爲朝に傳り爲朝より奉納形鎗如くにて長二尺四寸あり)鶴籠(源義兼所持にして回國の中も携帶せしものにて眞鍮に鍍したる丈六寸四分横巾五寸九分四方あり)南蠻鏡星甲(和田合戦の時朝比奈に綱を引き切れしと云ふ義氏の奉納なり)伽羅枕(義兼回國の時所持したるもの)神鏡(元錄九年三月八日木連川石兵衛源氏春奉納廻とに鐫刻し圓形なり)肥録書一卷(吉良上野介長氏の書なり)神糸圖一卷(齊藤圖書官從四位朝臣氏義奉納なり)色紙二枚(一は久我内大臣通誠公書にして「小山田のいほちからなく鹿の背にとろかさされてとろかす」一は「萬代の始と今日を祈りねきていま行末は神ぞ知るらん」楠の丸形笈(義兼回國の時建久六年三月十三日奈良東大寺に於出家となる際後鳥羽天皇より賜はりし大日如來の像を入替負て神佛を拜禮せしと維新の際神佛分離の時管田村光徳寺へ移す)厨子二箇(何れも八幡太郎義家の像なり但雲慶の作にして地頭堀欽太郎より奉納今光徳寺にあり)棟札二枚(一は承和五年九月二十九日のものなり一は庚平六年八月十五日のものなり)御廟(足利代々

の碑及び義家三男義國の碑其他二十基程ありしも光徳寺に移し今尙存せり

同 村大字名草鎮座

無格社巖鳥神社 祭神市杵嶋姫命 祭日陰曆四月初巳日 建物 本社二尺 拜殿間口二間半 五葺 回廊巾一間トタン葺 末社一社 石鳥居一基 石燈籠一基 信徒四百戸 社掌堀江水穂住所 總代六員 本社は往昔安藝の巖鳥神社を遷せしものなれとも創立年月日詳にせず然れとも衆庶皆拜する社なり社域百五十坪田一反二十五歩の社有財産あり

三 和 村

本村は板倉粟谷及び松田の舊三村を合せ一の自治區とあせしものにして其幅員東西一里十五町南北三里あり地勢險夷相半し松田川中央を貫流し東に行道山の山脈連直して東北の間に起伏し西南の兩面田野饒に開くを見る村民は概して篤厚にして敬神の志厚く農工に勤勉し且山間には樵夫乃業を取るもの少あからす古來の沿革に付ては往時は丹南藩及び足利の領地にして各所屬を異にせしか明治維新後共に栃木縣に屬し第四大區八小區に編入せられ次て一戸長役場の所轄

となり後町村制實施に及び更に合せて一村をなすに至りしものとす

本村には村社三社及び有名は無格社一社ありて氏子戸數六百十餘戸人口四千百九十餘人を有す

三和村大字松田鎮座

村社松田神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一間半 拜殿間口四間半 末社四社 氏子三百十二戸 社掌長嶋覺三郎 全村大字板倉 總代一員 一九番地住

本社創立年月詳ならず社域二千三百二十二坪にして境内には老樹蒼鬱として繁茂し景致頗る幽雅なり

同 村大字板倉鎮座

村社板倉神社 祭神大己貴命事代主命田心姫命 祭日四月二十二日其他神迎神事夜祭日神事明祭初日 建物 本社二間銅葺 拜殿間口五間萱葺 石華表一基 石燈籠十基 末社六社 制札一所 氏子百七十戸 社掌同上

創立は文永年間にして日光二荒山神社を遷座せしものにて往古より鎮主代々崇敬あり其鎮主を列擧すれば足利藩及び古河藩氏を始め天正年間澁川氏慶長年間代官小林重郎左衛門元和年間永井右近太夫寛永年間土井大炊頭元録より高木主水正督本社をして新願社となす元録二年本社再建后宜旨を以て正一位を授

けらる社域三千五十坪宇宮山の半腹に位し境内には古松老樹森々と繁茂し幽邃にして頗る雅致あり

同 村大字粟谷字丸山鎮座

村社粟谷神社 祭神大日貴命 祭日陰曆三月廿八日 建物 本社間口二間 枋葺

雨覆三間瓦葺 拜殿間口五間瓦葺 木華表一基 末社二社 石燈籠四基 社有財

産田宅地山林合反別三町三反五畝歩地價金百二十八圓九十錢余 氏子九十八戸

社掌森山大久良 住所 全上

社傳に曰く勸請年月は遼遠にして詳かならずと雖とも慶長十一年丙午十二月徳川代官小林重郎右衛門檢地細入の節鎮守社地として東西三十間南北二十八間三合三夕を除地とし本社に附せられ享保九年二月二十二日下野國足利郡粟谷村宇都宮大明神へ神位宗源宜旨を賜はり正一位を授けらるるとありて往古は宇都宮大明神と稱せしか明治五年に粟谷神社と改稱す亦本社拜殿の創建年月も詳かならされと氏子金井仙右衛門全繁之亟か願主となり天保十年丁亥八月拜殿再建す弘化四年丁未九月本社修繕を加へり時に和田仁右衛門金井繁之亟新藤久右衛門か發起となりて盡力せり明治十六年十月本社及び拜殿を修繕せり時に社長和田新八郎副社長和田耕次郎か東奔西走盡力して成る全二十七年十月拜殿屋根瓦に改葺せしは氏子總代和田秋藏全八郎全徳吉か奮發該工事を興し社殿保存の目録は勉めて力ありと云ふへし社域八百五十坪にして百有余階の石燈を登りて拜殿に達す亦三十五級の礎を躋り本社に到る境は丘陵の中腹に位し社背は山岳屹峙し前は板倉の要害山に相對し社殿壯麗を極め古杉老松高く聳ひ神寂ひて古雅を帯ひ眺颯頗る佳なり且蕪表の前側に征清軍人戦死者田部田利三郎の碑石あり

無格社雷電神社 祭神別雷命 祭日四月十日 建物 本社間口四尺 拜殿間口二間半

同 村大字板倉字要害山鎮座

饌殿間口三間 神樂殿間口五間 華表二基 社務所 清祀館と云ふ間口六間半奥行二間半高さ

長祭閣と稱し信徒參集の席と 制札一所 信徒百八十戸 社掌長嶋覺三郎 住所 全上

本社は八幡太郎源義家の三男式部大輔義國の孫足利宮内卿義氏二男板倉次郎義顯此地へ(今の要害山物

見の地なり)物見鎮護として崇祀す天正年間澁川氏崇敬后寛永年中領主土井大炊頭本社再建高木主水正より年々祭饌料として米一石六斗を献納せらる又寛永年中領主古河城殿中へ落雷せしに不思議にも火鉢の中へ壓ちて怪我なかりし故偏に神の擁護なりとて其火鉢を本社々地に埋め篤く信仰せり嘗つて神威の若るしき人の知る所なりされは今の社掌長嶋氏之れか講社を結ぶ遠近に信徒多く益々盛大に赴くといふ因に云ふ土井大炊頭か埋めをきし火鉢隣村喜福寺といへる禪寺ありしか其寺の小僧彼の火鉢を掘り出たし將さに山を降らんとする時晴天なりしも一天忽ち墨を流すか如き雲起り沛然として雨は盆を傾く

るか如く雷さへ鳴ればためきて恐しなると言ふ斗りなし豪氣の小僧之れに恐れず遂に火鉢を得て去れる云々と今に其火鉢は同寺にありて雷火鉢と呼て什器の一なり

本社境地は直立三百尺周圍六百四十間斷崖絶壁仰けは松杉の風韻を聞くへし伏して松田川の清流を掬すへし本大字中央より午未の方に在り巍然として峙つもの此れ即ち要害山なり本社は此の露頭にあり規模宏麗ならずと雖とも高雅幽邃神寂ひたるさまのいと貴ふとき心地す東南北の三方は近く田甫を扣へ西南遙に赤城吾妻淺間権名伊香保妙義秩父金山等の巒峯々起伏するを視る東の方翠雲疊々山深き邊嶄然として雲表に聳ゆるものは日光山なり北の方庚申山を隔て峨然天を突くものは岩代の磐梯山なり翻つて眸を轉せず両毛武の野渺々として徐ひろに淡霞を求め渡良瀬川の一章帯水を踰へて滾々たる利根の大流平塚より古河に走るの間白帆片々暉々たる斜陽に映し金鶴柄を急へて明滅たるを覗き幽かに芙蓉峯の白皚々たる清景に對すへし嗚呼山を築み眺望佳にして浩然の氣を養ふ風光の美之に過ぐるものわらん山麓奇松の下怪岩の上に一基の碑あり天保年中領主高木主水正の建設したるものにて銘に曰く「勤むれば貧にかつ慎めば禍にかつ」十二世主水正源朝臣正明書とあり其他寺門良文撰立原某書及び芳川逸撰大竹培書岡田威士の配にして生方寛の筆に成れるものあり

菱村

本村は黒川上菱の舊二村を合せて一村となせしものにして其幅員東西二十五町南北二里あり地勢狹長にして東北一帯の地は山岳相連りて起伏連亘し南西平衍にして桐生川は西部一面を限り群馬縣と界せり村民は温順にして農工に従事し交際親密なり
古來の沿革は往時幕府代官の所領たりしか維新の後栃木縣に屬し第四大區八小區に編入せられ後一戸長役場の所轄となり更に町村制實施に當り合せて一自治區となす

本村には村社二社ありて其氏子戸數五百八十余戸人口三千四百六十余人あり

菱村大字黒川鎮座

村社宇都宮神社 祭神事代主命 建物 本社間口一間半 奥行一間四尺 拜殿間口五間 奥行二間 末社三

社 氏子二百九十七戸 社掌 總代員

本社は應永二十年の創立にして領主細川丹後守の勸請なり社域七百八十五坪高燥の地にありて風色深遠にして雅致あり

同 村大字上菱鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口四尺 拜殿間口一間半 末社四社 氏
子百五戸 社掌森山龜次住所
總代員 前全
本社勘請年月不詳社域七百二十一坪を有す

下野神社沿革誌附録

栃木縣神職傳記

足利郡部

龜田多門氏傳

氏は文政十年七月を以て下野國足利郡村上村(今吾妻村大字村上)に生まる父を孫右衛門と呼び氏は其三子也幼名を紋三郎諱は親忠亦淵齋と號す幼にして英邁學を好み殊に牌史小説を嗜み博く古典に通す弘化四年奥平瀧藤山先生に従つて漢學を修め嘉永四年水府藩庄司健齋を招待して専心皇漢の學を極む氏家代々農なるを以て夙とに勉學の志ありしも産業に繁くして其意を果す嘗て他の子弟等か偶々學に志すを見て獨り惻心の憾に堪へざりしか此に於てか聊志を得る所あり遂に奮然として身を學事に委ねんと決し家を分つて自ら一戸を成し安政六年江戸に出て昇平校に於て學ぶ三年日夜勵精怠らず業大に進む文久元年二月林大學頭同圖書頭より召れて日講聽聞出精の赴き感賞せらるる旨褒狀を賜ふ之れ同校御書物掛若年寄諏訪稻葉守の推舉に依ると雖とも又氏か深く學事に意を注ぐの効に非ずして何んぞや

氏は此の畢生の名譽を荷ふて郷に歸るや名望愈々高く明治二年新井正善に就き神事式法を修め同年多門と改め同十二月神祇官より補せられて皇宮神社神主職となり同六年一月全郡上羽田村郷社八幡宮祠官を

命せられ同八年一月教部省より權訓導に補せらる此年六月八幡神道事務支局設立に就き鋭意熱心率先して有志の輩を獎勵し其功を奏せしめたる賞として目錄金圓を賜はる全九年五月神風講社三等教師を勤め全十年二月八幡神道事務支局區内小教院設置擔任を兼ね全四年四月神道中教院琴平出張所講師を命せらる全五年五月訓導に補せらる全八年八月神道教會琴平講社四等教師となり全郡川崎村郷社天満宮の祠官を兼ね同十一年十一月權少講義に進み全十二年十二月所務勉勵に就き神道事務分局より金圓を賜ふて賞せらる全十二年一月八幡神道事務支局副長心得に進み全十六年一月朽木縣皇典講究分所創立委員となり足利梁田兩郡の事務を負擔し功勞尠からざるを以て慰勞として金員を賜ひ賞せらる續いて同所の講師となり翌年四月全所察長を命せられ全十八年少講義に進み漸を追ふて權中講義中講義權大講義に累進す全二十五年二月本縣神官會議員に擧られ全四年四月足利梁田兩郡支所長に撰まれ同廿七廿九三十一年の改撰にも再撰せられて其任に留まる全三十四年一月神宮奉齋會より講書を命せらる蓋し斯道の爲に盡す此の如く勤て怠らざる氏の如きは又感すへし嗚呼氏は一農家より起つて文運未だ冷ぬしからざるの當時篤く此に志し笈を追ふて京に遊ひ業卒りて歸るや深く先王の教を奉し汎く子弟を導くに皇漢の學を以てし下都賀安藤足利三郡に涉りて氏か門に贊を執りしもの殆んど二百有余名に上るといふ一郷氏を推して異數となす又宜ならずや氏亦當郡の名産なる足利縮起業者の一人にして今の隆盛を見る氏亦與つて力あるなり氏年齒已

てに耳順を踰へて衰氣尙ほ壯者に譲らず老いて益す滋んなるは眞に好箇の偉丈夫と云ふへし

丸山舜榮氏傳

若し夫れ眞箇偉業を天下に爲し名を竹帛に垂れんと欲せば勤儉の節と寬爾の量なかるべからず浮華以て人に誇り輕佻以つて世に處するが如くんは例令才内に滿ち器外に於て逸乎たる温容玉の如く瀟乎たる氣節秋霜の如き士を求めは未だ以て指を丸山舜榮氏に屈せずんは非す今少しく閱歷に鑑みて其の然る所以を尋らん氏か家遠く人皇四十二代文武天皇第一の皇子春彥親王より出て伊豫國越智郡を領し越智を以て姓となす(常家時藏の舊配に云神代昔天尊大山祇命に勅りして曰く伊に預くる爰に伊豫々々と云々故に自ら伊豫の國と名づく而して命を三嶋宗恭大明神と崇め奉り御神坐は當國野間郡大三嶋にして所々の三嶋明神の根基也其神の子孫同國越智郡を領せしを以て越智を姓となすと云々下客)後同國温泉郡道後松山に住し河野と改めて百萬石を領し家門大に繁榮す其當主河野四郎道信の弟家を分つて紀州名草郡に移り三並某と改め代々五万石を領して城に在り終に三並を南と改め遠江守に任せられ宗繼と稱し足利尊氏の麾下に屬し其命に依つて下野國足利郡丸木の郷に移り紀州名草郡より來れるを以て丸木を改めて名草と稱す此實に貞和二年也後正平七年正月二日全年二月二十三日軍功を以つて陸奥國伊具庄下總國印西庄上總國鉄庄及び相模國和田原見兩郷の領地を足利尊氏の抽判書二通に依つて賜はる(今名草清源寺に什

實として納まれり) 後南四郎宗繼の四男宗義故ありて應永廿年足利郡九木郷(今の名草)より梁田郡(今足利郡)朝倉郷に移り九山を以て氏となす全二十一年上洛して三井長吏三山檢校聖護院聖尊法親王に屬し本山修驗道に入り南遠寺秀尊と號す實に當家中興の祖也後長祿二年當村字榎田山に其靈を祀り熊野權現と崇めて今尙其祀を絶す繼いて五代述綿として傳り掃部助宗高の代に到り朝倉山万法院宗圓と稱し慶長三年七月熊野三山檢校三井長吏聖護院奥意二品親王大峯御入峯に際し其供奉をなしたる功によつて年行事職に補せられ爾後統を降る十六世氏か祖父再榮より氏に到る溯つて想を往事に聽すれば祖を聞いて茲に千有餘年興亡の波に搖られ治亂の憂に襲われ百世一系其の統を混へず神子神孫と謂つへし氏は天保十四年二月二日を以て安蘇郡閑馬村に生る幼にして九山の嗣子となる江戸の人川瀬順長に屬て皇漢學を修むる十一年間出藍の聞へ高かし慶應三年三月聖護院宮御撫物御所購御用に付き上京し葛城嶺入峯の供奉をなし万法院住職に補せらる全四年九月舊恩を思ひ戎備のため貸資を献納したるを嘉みせられ喜連川左馬頭より賞状を賜はる明治元年神社別當職廢止の朝命に依り院號を奉還し復飾して全村四所神社の神職を奉し九山舜榮と名のる後神官改正に際し一時退職す全六年九月秋禱職を命せられ全八年十一月四所神社祠掌を命せられ尙本縣神道事務分局より祭典課會計を命せらる全九年五月神風講社五等教師を勤とめ全十年全講社出納係を兼ね全權訓導となり翌年訓導に進み全十二年二月八幡神道事務支局庶務課に

同十三年六月公衆に推されて衛生委員の撰に當たり拮据經營能く其任を完ふせり全十四年神風講社副社長に全十六年一月川崎神道事務支局庶務係を勤とめ全年十一月小學校寄附金拾八圓餘を輸納したる賞として木杯一箇を賜はる全十七年八月神宮大麻曆頒布梁田郡擔當に又村務係に撰まれ全十月權少講義に翌年少講義に進み全十七年本縣皇典講究分所に於て三等仮試験に合格す全二十年福居町外八村聯合地方稅組合總代に全五月權中講義となり全廿一年四月梁田郡第七區地方稅營業評定委員に全九月秋義擴張に付本縣下寄附金募集係に撰まる全十月中講義に累進す尙町村制度分合委員に擧げらる全廿三年二月全郡縣會議員第六回改撰立會人全七月衆議院議員撰舉立會人に指定せらる全二十四年三月御厨水利組合議員に全二十六年四月山邊尋常小學校學務委員に全二十七年二月神官議員に當撰し全二十八年三月水利組合議員全四月を以て學務委員に再撰せらる全八月全村大字八幡郷社八幡宮社司に補せらる全二十九年二月を以て神職會議員に再撰せらる全三十年三月災害土木工事監督助手を命せられ月俸拾貳圓を支給せらる全十月御用濟につき解職全三十一年本縣取締本所より神職取締本支所創立以來格別盡力せしを以て祝詞全書一部賞與せらる全三十二年十月奉養會禮部補全三十三年全會特別贊成員に全會足利南部組長に本郡神職取締支所長に推撰せられ全三十五年の改撰にも再撰せらる氏か家祖秀尊職を本山修驗年行司に奉してより代々五々院を支配し別當を兼ね正に三百年其間十六世氏に到りて王政復古と共に復飾して神に奉仕す

嘗て氏か祖父勇榮天保八年の大飢饉に際し有志と闘り民の難を救ふため字權田に一小山を築かしめ其工事に衝れる者に食を與へて遂に其工を竣へ名づけて天保山と云ふ翌年根本山を遷座して根本神社と稱す今に人其徳を誦す氏天資廉直亦情に篤し故に衆其厚誼に感ず嘗て明治十三年八月足利病院設立全十九年一月足利梁田郡役所増築全警察署御厨分署新築の資金全二十七八年戦役の軍資金等献納したる如き又學務委員及び衛生委員となりて注意周密俗を化するに其道を誤まらざるか如き皆切實心肝より盡さるはなし且起業に熱心にして繁き公務の外之に衝たり經營する所妙からず胸中餘裕あるか如し蓋し達徳至誠の人に非んば能くせざる所なり

小野寺龍丸氏傳

高山大澤龍蛇を生すと信なる故言や足利の山秀て水清き邊一偉人の生するも、姓は小野寺通稱龍丸同郡大久保村の人(今毛野村大字大久保)天保七年八月を以て生る其先は聖護院宮末寺に屬し本山修験にて普門山龍光寺と稱す累代全村日光鹿嶋兩神社の別當職たり父を乘祐法印と呼び氏は其長子也資性篤實温厚沈黙にして能く人を容るゝの度あり故に衆の望を享くること深かし幼にして皇學を本庄藩大嶋七兵衛に學ひ又た赤尾鷲洲川嶋英七に就て漢學を修む多聞強記を以て夙とて田舎の閑へあり長するに及んで父の職を襲き安政元年京師により聖護院法親王に謁し旨を得て乘胤法印と號す後大峰山に登り神法を修し

思を煉つて金胎兩部の奥秘を極む全二年私塾を興とし子弟を薰陶する二百余名の多きに至る而して辟々倦まざるの熱心に於ては著しき學業の進歩を彼等に與へたりとぞ

維時皇政維新に際し神佛分割の令あるや氏は明治元年復上京して直に僧位僧官を返上復飾して小野寺龍丸と改む明治二年十一月神祇官に伺候して日光鹿嶋神社主職を許さる蓋し累代事務せし所以なり而るに全五年社格及び神職一般の改定に就き一時職を罷め幾もなくして朽木縣廳に於て學術試験に應じ全六年一月全郡川崎村郷社天満宮の祠官を命せられ故ありて該職を辞す全九年五月神風講社三等教師に内務省より權訓導に補せらる全十年五月神風講社副社長に進み全八月再び川崎村郷社天満宮祠掌となり全十一年五月全郡足利町郷社八雲神社祠官を命せられしか全六月川崎村天満宮の祠掌に復す全十二年十月訓導に進み爾來氏は大勢の赴く所始息を以てなすあるに足らざるを察し身を挺して實業に效たし職務の餘農事及び養蠶の改良に身心を勞したるは真に慧眼と謂つへし嗚呼敏腕と活潑とに加ふるに勤儉怠らざるを以て何の業か遂げざらん切礎大に其効を奏して着々著しき進歩を呈し郷黨又徳に浴せり故を以て全郡東部二十一ヶ村の勸業委員に擧らる氏又た教育に盡すこと衆に隨へたり學制頒布後是有志常路の者と圖り一學校を起し同郡大久保村龍雲寺を以て校舎に充て自ら鞭を執つて學事の普及に勤むること數年遂に十三年十二月全郡第二番學區より第十一番學區までの學務委員に擧まれ凡て爲す所盡して怠らざるの氏

にして何んぞ職務のために盡すに於て餘蘊あらんや全十四年五月榎少講義に昇り全十五年十二月農事勉勵の故を以て栃木縣廳より金圓を賜ふて賞せらる全十六年養蠶改良の主唱者として衆庶を勸誘し大久保龍雲寺に本郡東部蠶糸品評會を開らき其傍ら集談會を起して新業の發達進暢を奨勵する等用意到らざるはなし是を以て其功を嘉され栃木縣より賞狀を賜はり尙ほ十七年一月勸業諮問會員を命せられ功勞顯著なるを以つて復た金圓を賜ふて賞せらる全四月農事通信委員申付られ全五月學事勉勵慰勞として本縣より賜金せらる全七月蠶見飼育法改良の忽諾にすへからざるを覺とり自ら主として足利梁田安藤三郡の有志と謀り全郡川崎村藥師寺に於て三郡聯合蠶糸品評會を開設せしに其際本縣知事の臨會に接し其の勞を賞せられて遂に木盃三組を賜ふ全十七年少講義に補せられ全十八年七月全郡第三番學區學務委員に任ぜらる全七月平糶農事に志篤く且つ通信の職に勤むるの勞を以て金圓を賞與せらる全年八月全郡大久保追問船木八ツ門大沼田川崎奥戸七ヶ村の勸業委員に選まる全十九年復た有志と謀り足利梁田兩郡蠶糸品評會を足利町織物講習所に開らき其効著しかりしを以て翌年一月足利梁田郡長より賞狀を賜はる其文に曰く「夙とに蠶糸業の改良に心身を傾け同生糸品評會を起す等始終廢弛なく講導に盡力の段稱贊の至別冊蠶生糸共進會審査報告二冊贈與候補奉照の一部に供し尙ほ進て本業の隆盛を圖らむことを希望す」

此に至つて氏又た遺憾なしと謂ふへし全二十五年二月神官取締所の設けあるや足利梁田の兩郡より撰られ神官會議員となる尋て足利梁田兩郡神官取締支所幹事に推撰せらる全二十六年十二月支所幹事職務勉勵を以つて金員を賞與せらる

以上列記したる所は實に氏か半生の歴史なり嗚呼神職を以て自ら任し暇あれば鋤犁を奮つて園圃に培ふ何んぞ其の樂の悠々として自他を利するの極りなきや是に於てか人生の敢事盡せりといふへし宜なる哉一昨廿七年門下子弟二百余名協力して村社境内に氏か高徳を表頌するの一大碑を建つるの議を起し已て此名譽ある月桂冠を氏の頭上に挿くるに決せることを然れとも氏尙ほ生存中は未だ碑銘を撰はず只たそか表面の氏名のみは已てに早尾海雄先生に揮毫を托し全十一月を以て盛ひなる建碑式を擧げたりとぞ

森山 大久良氏傳

口に庸々の論を吐いて爲す所節に中たり内に金石の策を立て、外に平浴の色を粧ひ機を見て動くこと敏く努めて怠らざるの人にして以て事を天下になすへし今此の評に當つて適切なるの士を誰とかなす森山大久良氏其人なり氏は弘化元年十一月二十一日を以つて下野國足利郡大前村に生る祖先秀儀より秀繁秀達秀源秀快秀勝秀意秀順秀算秀敬秀曉を越へ秀延即ち氏に到りて十三世を降る其間領主より田畠宅地山林反別壹町三畝餘歩の除地を寄附せられ正觀會(足利坂東十二番)を本尊とし准年行司を勤め別當職を兼

ぬ坂森山持寶院と號し代々職を繼て氏に到る氏は元治元甲子年七月上京森御所へ參殿足利郡大前村持寶院住職に補せられ即日淺黃色衣に昇進御與虎の間に於て聖護院雄仁二品法親王より謁見を仰付られ御盃頂戴全年八月大峯山入峯修行して歸郷し其職を繼き明治元年まで勤務せしも王政維新神佛混淆分裂に際し復飾轉身して氏を森山と稱し通稱を大久良と改む幼にして父を失ひ祖父秀敬の薫陶を受け稍長して太田恒正に従ひ皇學及び神祭式を學ぶ氏一藝に秀つるの天才あり殊に思想縝密にして守ること堅く思ひを遂ぐるに於て倦す怠ざるを以て常に衆に踰へて業大に擧る明治二年十二月粟谷横瀬用所より陣屋出入を命せられ向後祈願を囑せらるる全五年十一月朽木縣廳に於て國學試験に及第し翌年一月大前村大原神社祠掌を命せらるる全七年本縣中教院に於て教義講究を卒へ全八年二月小俣學校助教となり全七月更めて大原神社祠官に進む翌八月教導職試補を兼ね翌年五月神風講社四等教師に權訓導に神道教會敬神講社長に御嶽講成組社長に神道教會御嶽稻荷兩神講社長に全十二年七月八幡神道支局講師を擔任し全十三年五月教導會議員及び本村衛生委員に撰まれ虎刺病豫防諭解のため足利梁田兩郡巡回を命せらるる全十四年五月訓導に補し神道三要敬神の初門第五級免許を得る又神智教會七等會幹となり直に全會副社長に進む全降祥會周旋係を兼ね全十五年十二月御嶽教會神殿建銘周旋係を依囑せらるる全十六年十一月學校寄附金の利子輸納したる賞として木杯一箇を賜はるる全十七年八月神宮大原曆頒布足利郡擔當を囑せらるる全十八年一

月權少講義に進み全三月山下村外四村戸長役場用係となり全二十四年九月中講義に昇り十二月皇典講究分所に於て試験の成績に依り六等司業を授けらるる全二十五年三月郷社大原神社の祠官を命せらるる全五月日光二荒山神社宮殿石垣改造費に献金せしを嘉せられ謝狀并に額面一葉を贈らるる全二十六年二月東京漢字學社より中勸學士を贈らるる全二十七年三月至尊の銀婚式に際し酒餽料を賜はるる全月足利梁田郡神職取締支所幹事に撰まれ全四月東照宮神樂講周旋を囑せらるる全八月大社教大輔教となる全十二月神職取締本所より職務勉勵として金員を賞與せらるる全二十九年三月本郡支所幹事に再撰せらるる全三十五年二月本縣神職會議員に撰出せらるる噫氏か斯道に於ける徳望の厚さと眞正忠實職に盡して此の如く篤し宜なる哉衆庶能く服して其徳を誦す氏又本郡神職取締支所は足利町に置かざれば不便なるを發議し遂に三十三年足利町皇大神宮境内に移せり又學事に熱心にして替て明治八年四月葉鹿村篠生神社境内に小學校設立の際該社兼務の傍ら常に陶冶の任に當たり全十六年九月職を罷む其間勉勵拮据大に學事の緒に就くを見る斯の如くなれば三重村より小俣村の間に於ける神社は概ね氏か兼務の中にあり以て性行の一斑を窺ふに足るべし

大川繁右衛門氏傳

氏は下野國足利郡小俣村大川繁右衛門(幼名雲平)の四男にして安政元年十二月二十五日を以て生る幼名

昌吉と云ひ後父の名を繼ぎ繁右衛門と改む兄弟五人(四男一女)ありて兄繁太郎家督し後氏に譲りて隠居士氏家の祖大川土佐守は澁川相摸守の重臣にして延文五年より氏に到りて十三世舊家にして分家七戸に蔓延し地方の富豪家たり氏は幼より學を好み岩瀬如淵に從ひ漢學を修め後吉田欣月に就て皇學を研究す天資深沈剛直事を所するに温慈にして能く人の敬服する處となる明治十六年五月村會議員に撰まれ全十七年二月教導職となり全十月訓導に補せらる全二十年小俣地方稅營業組合評定委員及び全郡第六區地方稅營業稅評定委員に擧られ全二十一年二月少講義に全二十二年四月權中講義に全二十六年八月權大講義に進み日光保見會創立以來協議員を勤む全二十八年四月一日を以て村社熊野神社々掌に補す全三十年十一月講義に進む全三十年三月皇大神宮御鎮座千九百年奉祝會員募集係を囑せられて二百九十余名の會員を募るといふ皆能く其任を盡し以て功勞尠なからず氏は又諸神社官衙學校の建築費をも献納せしこと左の如し明治十六年三月小俣學校資金として五百七十圓獻金全年五月保見會へ金五拾圓全九月御嶽神社神殿建築費へ金參拾圓全十月足利舊學校へ金七圓全十八年十二月今宮神社鳥居建築費金貳圓全十九年足利梁田郡役所増築費へ金拾七圓余并に小俣分署建築費へ金貳拾五圓全二十二年四月神智大教區へ金拾圓全二十四年五月小俣駐在所新築費へ金貳圓全二十五年十一月日光二荒山中宮祠石垣築工費へ金七圓全二十六年十月保見會建碑地内茶寮新築費へ金七圓全二十七年八月小俣小學校内に 天皇兩陛下御眞影奉置所

建築費へ金參圓全三十年六月一日を以て全二十七八年戰役に際し報國の旨意を以て從軍者家族扶助の爲めに金拾八圓全軍資の内へ金五圓を献納し全年六月三縣下海嘯罹災者救恤として金參圓全三十一年七月故北白川大將宮殿下御銅像設立費の内へ金貳圓五拾錢全年八月金參圓大社分祠改造費に全三十二年一月全郡菱村尋常高等小學校敷地擴築費へ金七圓余全年五月小俣尋常高等小學校増築費へ金貳百圓三十二年二月西宮大神宮教會本殿建築費へ金五圓全年十一月六縣聯合共進會開設費へ金貳圓全年十二月小俣尋常高等小學校備品購入費として全貳拾五圓全三十四年八月小俣駐在所改築費へ金拾七圓全三十五年七月本郡役所建設費へ金拾五圓以上明治十六年より三十五年迄一千余圓の寄附金せしを以て縣廳より銀盃及び木杯に添へ褒狀等を授與せられて賞せらる中にも明治十八年二月神宮大麻曆頒布せしを以て神號一軸全三十一年四月本縣神職取締本支所創立以來格別心力を盡したるを以て祝詞全書一部を三十五年五月學事上盡力の賞として木杯一箇を賞與せらる氏又敬神篤志にして信州御嶽山へ登拜すること二十五度富士山へも數度登山武州三峯山へ十五度の多きに至る是より先町村制施行となるも身教導職の任にあるを以て辭して村務に就かすされと陰に一村のため公衆の利益に意を注ぎ大事に當りて倦まず小事に隨て怠らず事の難易を問はず精勵せざるはなく其功績の見るべきもの亦尠からず蓋し明德至誠の士に非んば何んぞ能くせざる所なり

長祐多氏傳

温順にして儉素の質を備へ廉直にして用意細密なるは長氏なり名を祐多と稱し安政五年七月十八日を以て足利郡樺崎村(今北郷村大字樺崎)に生る祖を長六郎兵衛爲後といひ承和五年赤土大神を(今の八幡宮也)全村赤土山へ勧請し夫より代々社人たり后三十五代を経て氏に到る最も舊家たり父を長丹波平登と云ひ氏は其長子也慶應三年より學に志し明治五年より全六年まで阿部筑前に就て皇漢の學を修め注意深密能く典義に通ず全九年六月本縣地理課雇となり勤務三ヶ月偶々父の病篤しと聞き強ひて職を辭し歸郷す全十一年三月より神宮教へ所屬し全十四年二月職を埼玉縣葛飾郡戸嶋尋常小學校に奉し明治大に勤む全十六年一月出京して淺草區地元町警察署に査吏を奉し後一年を経て歸郷し全二十二年惟神々道へ入社し全二十三年十月神道一等神教主審神古傳係長大教正源正一より神傳相承を授られ全二十五年十一月大講義に補せらる全二十六年三月祖家奉仕の八幡宮祠掌を命せらる此に於てか祖先の靈又地下に眠すへし經に曰く父母の名を見はすは孝の終りなりと氏又能く此に盡せるものか神に事つる悠遠無窮當家の如きは稀にある處にして神慮に適せるものと云ふべし

永井齊氏傳

天資穎悟廉直にして博覽強記を兼ねて才藝に通ずるの士は夫れ唯た永井齊乎氏は足利郡上羽田村(今香

妻村大字上羽田)の人弘化元年七月二十五日を以て生る諱は景則といひ齊は其通稱なり和氣氏の後裔にして祖先梶原景福より代々鍋嶋侯の侍醫たり景福子なし即ち永井氏の二男玄仲景美を襲つて嗣子となす累世温疫を治するを以て四方數里に鳴る後秀遠慶重より氏か父洞庵景行に到る彦根藩大川敬義に就きて學を修め又江都太田福六の塾に入て醫を學以勵精倦まず嶮然として頭角を見はす然とも性温恭剛直華飾を好まず餘暇あれば自ら田圃に培ふ故に家資大に名望一郷に高かし氏又幼にして父の薰陶を享け且つ江戸の人柴道太郎及び遠藤足穂氏に就て皇漢の學を修め刻苦多年業大に進む氏半頃感する所ありて新井正善に就て神事式法を學ひ明治二年六月十七日初めて栃木縣廳へ出願同村八幡宮神主職を奉す全十二年十二月十三日神祇官より更に上羽田村八幡宮神主職に補せらる全五年家を弟景侃に譲り自ら社傍に居を構へて別に一戸をなし朝夕神に事つる全年十一月神官改正に際し栃木縣廳に於て國學試驗に應し全六年一月更めて全村郷社八幡宮祠掌を命せらる全八年四月栃木縣中教院に於て教義講究を卒へ全年十月教導職を兼ね全十年八月内務省より權訓導に補せらる此時縣郷村社々格改正の事ありて奉仕の八幡宮も村社に列せらる依て一時其職を退き全九月を以て再び全村々社八幡宮の祠を命せられ下羽田村々社八幡宮祠掌を兼ね全十一年十二月訓導に進み全十二年二月玉編大全十二卷を全村小學校へ寄附したるを以て栃木縣廳より賞状を賜ふ全十六年一月栃木縣皇典講究分所創立委員を命せられ足利梁田兩郡の事務を負擔し効勞不

抄を以て同十一月目錄金員を賜ふて賞せらるる全月川崎神道支局庶務係申付られ全十七年七月皇典講究分
 所に於て三等飯試驗に合格し全十九年一月足利梁田郡役所増築費を献納したるを以て縣知事より賞せら
 るる全年四月少講義に又た足利梁田郡部備當員を命せらるる全廿五年二月朽木縣神官會議員に兩郡の神官
 取締支所幹事に撰まるる全廿八年七月本村小學校建築費寄附せると以て木杯一箇を賜はる明治廿九年一月
 氏子一同より銀杯一箇を賜り其徳を誦す依て氏か平素の性行をトするに足らん其辭に云

銀盃を呈するの辭

少講義永井齊君性剛毅慎重幼より學に篤く特に國典に通ず是を以つて進んで神職を奉し明治二年本社八
 幡宮の神主となる當時王政一新神佛分割に際し社務創始力を要すること平常の比に非らず君勵精之に當
 り事悉く緒に就く之れより齊祀謹嚴村民の上に位して教誨醇々衆皆其徳に化す村内若し事あらんか君必
 す其衝に當たり處置公平裁斷中庸人として怨嗟なからしむ村民の幸夫幾何ぞや明治十九年拜殿を改築し
 全二十六年本社再築の事あるや君夙夜寢食を遺れ剋復々瘡痍の軀を顧みず東奔西走遂に病に襲われ一
 瞬又た起つ能わさるに到る然れとも君毫も撓まず尊にありて焦慮す至誠鬼神に通し功績るや君亦健に復
 し翌年四月十九日未曾有の盛典を以て遷宮を行ひき輪奐たる社殿宏壯なる構造神威の赫灼たること一段
 を加ふ是れ村の光榮とする所にして實に君か至徳の賜なりとす吾人何ぞ感激する所なからんや君又實業

に篤く農桑の事能く其道を開指す村内其利に浴する蓋し吾人思ふて茲に到ることに君を仰く益す深きを
 致す依て相議り銀盃一箇を呈し聊か菲衷を表はさんとす敢て君か徳を頌するに足らずと雖とも希くは享
 受せられんことを氏子一同に代り誠惶頓首

吾妻村大字上羽田八幡宮氏子總代

大關光太郎 青木兵五郎

古橋善次郎

山本清三郎

川田道次郎

全 林平 全 助太郎

松本信太郎

川村 甚藏

全 熊次郎

全 彌三郎 全 清作

斯く其情の直筆にして濃かなる氏と想ふの志字句肺腑より出て明かなり

松井峯尊氏傳

物に感して卓爾風發事に激して惘然不羈夙に勤王の志に篤く慷慨淋漓たる士は松井峯尊氏を以て然りと
 なす氏は當國安藤郡飯田村(今植野村)の人天保三年八月三十日を以て生る父を藤沼伊賀正といひ氏は其
 三子なり万延元年十一月出て松井家を繼く其祖松井清大夫峯政寛永五年より代々同村天照皇大神宮の社
 人たり後貞享元年十月祝融の災に罹り家系諸由諸書等を失ひ事述詳ならずと雖も松井冠者春隆の末裔に
 して已て十一世を經たると傳ふ降て峯政の嗣子兵庫宗房正徳三年二月四組木綿手織の事神祇管領長吉

田殿より裁許あり三代丹波守峯次洞官に補せられ四代同敷馬峯長より五代同主勝峯隆六代丹波守峯茂天保二年三月恒例に依て洞官を許され峯政社人となりしより七代にして氏に及ぶ氏は文久元年十一月洞官に補せられ丹波頭を繼ぐ故の如し神に奉ずる當家の如き久しきは偶然にあらずと云へし氏幼にして小林卯右衛門に屬し皇漢の學を修め能く典義に通ず慶應四年三月神祇管領より更に神主職を拜す嘗て皇室の式微を慨し時勢の日に非なるを嘆し胸裡鬱鬱する能はず時維戊辰の天に會し袖手傍觀する其意に非ず緩急相應し一死以て皇に報せずんばあらず即ち神職を以て相結ひ靜鎮隊と稱す時に氏三子あり皆な幼なり依つて氏子村民に托するに後事を以てし内顧の憂を絶ち奮然劍に杖ついで義に赴く是れ實に明治元年九月也氏郷を去つて江戸に到るや吉田家已てに神祇管領の任を罷められ靜鎮隊又た解散せらる此に於ては積誠の熱情遺るに由しなく單身腕を扼して遂に同家執役青柳直澄の介を得漸くにして因幡新英隊に投ず全年九月十三日大總督宮より印綬を享け斥候方敷導取締の命を帯ひ加賀屋右馬允に屬して磐城國相馬中村に向ふ全廿九日大總督宮先驅として相馬を發し十月三日仙臺に着し伊達家石母田邸に陣す偶き同國石の巻港和田濱に匪徒蜂起のことあり全十日逗留の役として向ひ同十四日戡定の功を奏して歸陣し四條殿下の警衛に充られ居ること二十日遂に十一月十五日を以て江戸因州上屋敷に歸着し續いて十二月六日より西城御中御門辦事傳達所御玄關警衛の任に當たり翌二年正月亂全く平らさたるを以て強ひて身を

請ふ遂に之を容れ且誓ふに家職を屬み益す盡忠の意を体し向後國家變亂に際して直に參集すへき旨を以てし天賜の毛布賞狀を抱き恩を拜して歸郷したり嗚呼氏は執持子弟より起つて狂瀾逆風に湧くの渦心に立ち一世浮沈の難に衝り僻陬寒土に身を曝らして劍花炮雨の間に出入す而して其功成るや名を食らす直に退いて家職を守る蓋し其膺斗の如くにして其節の硬き氏の如きは稀れに見る所にして愛國の至情滿腔より溢るゝに非ずんば能はざる所なり戈とりて月見るたひに思かないつか屍の上にさすやと金風胡馬に嘶いて梧葉飄々蝨虫の聲に和し雁字月に横つて劍戟鋭き時徐むるに家郷を憂む其の感情果して如何例令死生の間に談笑するも苟かに戎衣の袖の沾ふを覺へざらむや其苦其情は局に當らざる人の想ひ及はざる所にして多血多恨の志士に於て殊とに然るを感するなり追想す維新の大業は震天撼地幾多生靈を犠牲とし明治昭代の文物は幾多血士の涙を以て贖ひ得たるものなることを後ち聖世の運に浴してより典章制度燦然として備はる氏又た歸りて職に安んず然れとも天下の太平と國家の安寧を神に祈るに於て且慕らばす明治五年の改正に際し朽木縣廳に於て國學試験に應じ全六年一月更に御厨神社の祠掌を命ぜらる是れより前々全五年七月皇大神宮を御厨神社と改號したき旨朽木縣廳へ出願し之を許され其志を達す明治八年九月權郡事に全十六年一月川崎神道事務支局出納掛を囑托せられ同十七年九月本縣皇典講究分所に於て三等仮試験に合格し全年十一月訓導に見る全二十年一月神宮大廳曆頒布に盡力したる賞として銀府一

個を賜はる全二十六年一月を以て全郡全村大字高松村社八幡宮并ひに無格社十六社全年四月を以て全郡久野村大字瑞穂野村社赤城神社并ひに無格社三社全郡全村大字久保田村社八幡宮全梁田村大字梁田村社皇宮神社全村大字福富の内小生川坪村社鹿嶋神社并ひに無格社十三社の兼務を認可せられ全二十七年四月栃木縣神官取寄足利梁田兩郡支所幹事に推擢せらる氏斯道に盡して三十餘年一日の如く辟々倦まず頗る貧すへし氏天資直情沈着果斷公平に之れを評せば事に處して最も敏く又異に過くる所あり蓋し其節操意氣は以て人を凌ぐの士乎

船田義明氏傳

氏は天保五年六月十五日下野國梁田郡上澁垂村(今足利郡御厨村大字上澁垂)に生る其先は桓武天皇の皇子萬原親王の裔孫にして船田孫太郎と稱し下野國足利澁垂の郷に住し郷士となる十五代船田十郎三郎相州小田原に移り北條氏に屬し后本國へ歸し再び郷士となる二十一代船田十郎政綱后名を孫六と改む新田義貞に屬す金山城の幕下となり老年に及んで執事職を勤む二十二代義政船田十郎三郎從五位下伊賀守となり後入道して義昌と號す父政綱に繼きて益々義貞に屬せり義貞大塔宮の令旨を得んと欲するの時義昌に謀る義昌務めて遂に令旨を得る爾后義貞の軍に従ひ建武三年正月十六日京都粟田口に於て戰死す二十三代船田長門守經政義貞に従ひて北國に赴き越前金崎城に據る是則延元三年なり二十四代政安船田孫

六と稱す時に義貞已に戰死す此より足利氏天下の權を專らす政安威ありて再び澁垂郷に歸着二十五代船田友政修驗者となり船田山快乘院と號す三十一代光一船田甚左衛門と稱し江府へ出仕す其后代々修驗者となり赤城神社の別當を勤む氏は幼より學を好み資性温厚篤實にして某先生に就て和漢の學を研究す万延元年六月僧官に進み明治の新天地に際し復飾して赤城神社の神主となり明治六年一月改めて赤城神社祠掌を命せられ并に郷社祠掌を兼務す全七年一月教部省より權訓導に補せられ全八年八幡神導事務支局講社係を命せられ全九年神風講社四等教師を勤む全十年第五百五十二番神風講社副社長に進み全十六年一月川崎神導事務支局出納係申付られ全十七年十一月訓導に補せらる全十八年四月本縣皇典講究分所に於て三等仮試験に合格す全郡全村大字福居村社母衣輪神社全郡全村大字全村社稻荷神社全村字中里村社飯有神社全郡高富村の内百頭村社神明宮筑波村大字高富字縣村社神明宮全郡梁田村福富小字神明郷社御厨神社全郡全村大字福富の内南猿田村八幡宮全郡山邊村大字八幡郷社八幡宮社兼務を命せらる噫氏の家は地方の名家にして洪徳万世に朽す連綿として世々繼續するは實に珍らしきことにあらずや又神に事ひしより數十世に及ぶ何ぞ偶然にあらざるなり

堀江水穂氏傳

氏は下野國足利郡名草村(今北郷村大字名草)に於て弘化二年六月十二日を以て生る父を俊鐘と云ひ其長

子にして幼より學を好み太田恒賢に就て皇漢の學を學ひ明治元年八月上京神祇事務局へ出願復飾致し堀江水穂と號す氏の家は京都聖護院宮末派にて五寶院と號し代々本山修験たり職を日光神社に仕へ別當たり天正十六年正意法印より氏に至て十五代永く連綿として奉祀せしは實に舊家と云ふへし氏は又明治三年二月神祇官に出頭し日光神社主職の新補許狀を拜受し引續き其職に従事して一日も社務怠たらず益々神社の隆盛を睹る曠性温慈にして深遠なり故に衆庶能く信服すと云ふへし

日山齊宮氏傳

氏は天保六年十二月二日を以て下野國足利郡山下村(今大前村大字山下)に生る氏の家は往古より春日神社の別當職にして享祿年中杉之坊秀清を以て祖先とす天正年中山野坊秀盛にて慶長十一年より承應三年まで四十九年間伊勢之坊慈賢寛文五年迄十二年間三光院秀明貞享四年まで廿三年間明王院政証元録十六年迄十七年間明王院政賢享保十五年まで廿八年間俊秀寶曆三年迄廿四年間政秀安永六年まで廿五年間秀祐文化十三年まで四十年間秀圓文政十年まで十二年間秀古嘉永二年まで廿三年間秀行となる斯の如く連綿として代々別當職を奉するは珍らしき事にあらずや氏は實に秀行の長子にして幼より學を好み父秀行に従ひ習字讀書を學ひ后吉田甚介に就て漢學を研究す氏は嘉永二年上京聖護院宮に謁し秀海と號し父の職を襲き社務精勵なりしも戊辰の新天に際し再び上京社寺傳達所に出頭復飾し日山齊宮と改め春日神社

の神主となる明治二年三月より太田恒正に従ひ皇學を修る事三年明治五年神官改正に際し速に退職歸農せり全十一年二月第四拾一番學區第八十番小學副校長を申附られ全十三年五月村會議員に撰まる全年五月山下小學校會計係となる全十四年九月本村學務委員となる全十九年一月人民總代に公撰せらる全年五月村會議員に改撰せらる全年七月大林區署官林巡邏を命ぜらる全年一月足利郡役所増築費へ金若干寄附せしを以て時の縣知事より賞狀を下賜せらる全廿年四月訓導に補す全廿二年九月權少講義に進む全廿六年四月村社春日神社々掌に補せらる氏性沈勇果斷にして温慈の質あり嘗て教育に力を盡し大に學事を奨勵せり氏の功德百世に傳誦すへし

長鳴覺三郎氏傳

氏の家は藤原朝臣秀卿の後胤近藤加賀守の孫降て十代近藤久之助藤原爲道にして氏は其三男なり安政二年四月二日足利郡板倉村に於て生る六才の時出て丹南藩士長島昌甫(勢州長島に住し長島隱岐守の孫)の嗣子となる幼名覺彌といひ後覺三郎と改む氏は幼より學を好み始め有栖川宮侍臣松浦文甫に隨ひ漢學を修め後大谷宗七に就き繼いで頼山陽の門弟庭田省三に隨ひ修學し又太田稻主に就て皇典學を學ぶ氏學を意に用ゆる周密能く事物の奧儀に涉る明治十三年撰まれて村會議員氏子總代又學事勸業の任に當り公共に力を盡すこと數年全十六年三月板倉村役場勤仕を命ぜられ全年七月教導職試補となる全年十月全郡

一里前川治事記 卷之四 附録
松田村外二ヶ村役場用係を申付られ全年十一月小學校寄附金利子輸納に就て木杯一箇を賜はらる全十七年八月本縣令三嶋通府道路開鑿工事あるや全郡第四區道路掛兼務をなし全年九月宇都宮に栃木縣廳新築落成し開應式を舉らるゝに際し戸長資格を以て郡長佐藤志郎に隨ひ陪席す全年十月松田村外二ヶ村戸長代理申付られ全年十一月工部卿佐々木參議巡回の節郡界寺岡村迄郡長に隨行出迎全夜足利町旭香社樓上宴會の節足利梁田兩郡戸長惣代應委員に撰まる全十八年一月權訓導に補せられ全年二月神宮大藏曆頒布に努めしを以て神號一軸を賜はる全月足利梁田郡役所増築費寄附せしにより賞狀を與へらる全年四月一時職を辭し直に復職して七月全く辭職す十九年四月權少講義に進み全年六月群馬縣山田郡長岡村に御嶽教々會所を開らく全廿年全縣新田郡尾島村須賀神社境内へ移り住し同村外各神社を奉仕す全年十二月全村へ御嶽教會神習教會所を開き教學院を設けて子弟を熏陶す全年五月少講義に長岡尾嶋支教會長を命ぜられ四等教監に拜す同年十一月三等教監に進み中講義に補せられ茨城栃木群馬三縣の内派出を命ぜらる全廿一年群馬縣邑樂郡下中森村へ分教所を開く全二十三年一月權大講義に補し全年三月本郡三和村大字板倉へ足利分教所を開き全年八月大講義に進み全二十四年十一月氏新田郡にあるや氏の名望赫々他郷にあるを惜しみ郷里板倉より村會議員其他有志の輩來り切に歸郷せんことを乞ふ再三止む能はず之に應ずるや否や伴ひたる處の人夫をして直に家財器具等を整理し多數の人は之を郷里に向つて瞬間に運搬

するの準備をなす此れ實に氏か歸郷するは果して本意ならざるを恐れてなり此の強促に逢ふて益す郷人の已れを思ふの情深きを感し將に容地を辭し去んとす子弟等其別離唐突にして意外なるに驚ろき其袖を扣へて留まるを願ふ氏情義の柵に一身を挾んで處するに道なく歎歎語て曰く生あるもの死あり會ふもの必ず離るゝ又何をか傷まん離合聚散只命のみ時若し尺さすんは再び一堂に會歡するの日なからんや予又た勤めて此地に往復し子等の温言を聞くことをなすへし予等夫れ自愛せよ子弟等情迫つて曰ふ能はず唯々として僅に之を諾し送るもの皆涙を以てせりといふ人として世に處する應さに此の如くなるへし氏郷に歸つて后本縣皇典講究分所の學階試験を経て全年十二月學証を授られ全二十五年一月本村々社板倉神社祠掌を認可せられ次いで無格社雷電神社外教社の兼務を認可せらる全年十一月權少教正に全二十六年十一月少教正に全年東京漢字學社より正學勸學士を授けらる全二十八年五月中教正に昇り全二十八年職役軍資金を献納し賞狀を下賜せらる全二十九年八月大日本赤十字社員に武徳會員に列せらる氏人となり剛毅活潑然れとも粗に流れず温容寡言巧に人心を得るの風采あり嘗て日清戰爭に於ては板倉神社及び新田金山に於て信徒を集嘯して一意丹心全勝の祈禱をなす久しきに及ぶ故に人其節を稱す衆庶能く信服す蓋し氏か至誠至情已れに感して人を感せしめ已れ勤めて人を教ひしに依て然るなり

石井増太郎氏傳

氏家は孝元天皇の後裔大産命の末流にして石井播磨守と稱し小俣城主澁川相摸守義勝の重臣にして元龜年間石井尊空入道と號し勇武にして常に佩用せる薙刀今尚武州兒玉郡神保原村大字忍保善臺寺にあり後數代を過り氏に至る氏は安政四年十月二十七日を以て下野國足利郡小俣村字宿に於て生る父を忠藏と云ひ其長子なり幼より學を好み七才の時初めて吉田宗謙に就き漢學を學ぶ后又川上廣樹に隨ひ皇學を研究す全十六年扶桑教講學校に入り校證書を授けらる全二十三年一月十級學生となり全三十年十二月本教々師檢定局に於て試験に及第し教師第六級に合格す全三十四年三月本縣皇典講究分所に於て受驗し八等司業の學証を授けらる氏は平素敬神篤志にして皇典學に匪勉し又布教に従事すること數年明治十五年周旋係となり進て七等講長となり全十六年幹事補に全十七年教導職試補申付られ全十九年植訓導に全二十一年訓導に全二十三年足利扶桑教別院事務係に全二十五年三月植中講義に全二十六年五月中講義に進み全二十六年九月協談委員兼常務委員に全二十八年五月植大講義に全三十年四月大講義に全年十二月植少教正に昇進す全三十年二月少教正に待遇せらる趣を達せらる全三十三年第十三區長に全年七月第五十六區取締副長に全三十四年三月本教太祠寄附金募集係に囑せらる全三十四年十月二十二日を以て本村々社熊野神社々掌に補せらる尙續て本村無格社二十三社の社掌に兼補す全三十五年二月本郡神職西部々長に選まる氏能く其任を盡して倦まず怠たらず氏性忠直剛毅にして才勇あり各所に淺間神社を創立する

こと數少所又本宮に登拜すること數十回の多きに至る氏嚮きに小學校へ貳拾余圓を寄附せしを以て木杯を賜はられ其他神社諸官街建築の費をも寄附して皆貨品優狀を授けらる又村事上にも心を注ぎ陰に一村の爲めに心力を効すに至り故に衆望の歸する所となり將來有爲の士たり

茂木佐内氏傳

其心着實にして仁愛の情に篤く剛毅にして禮節あるの士は茂木佐内氏なり氏は天保六年を以て下野國足利郡奥戸村に生る家代々同村春日神社の祠官たり始め元禄十二年四月茂木若狹守正重神祇管領長上從二位卜部朝臣より之を職許ありて風折烏帽子狩衣を用ゆることを許され次に寶永八年四月茂木佐渡守正繼先例の如く之を許され享保八年三月茂木佐渡守向後相摸守たるへき旨仰せ渡され寶曆六年二月を以て全相摸守正豊及び天明八年二月嗣子相摸守正光神主となり文政十一年十月を以て全相摸守正苗皆な同社の祠官として先例の如く職許せられて氏に到る氏は實に正苗の繼子にして諱を正信といひ佐内は其通稱なり嘉永五年六月を以て職を繼ぎ若狹守と稱す幼にして父正苗に就き潛心皇漢の學を修め稍長して勤王の志勃々禁する能はず偶々戊辰の風雲に際し氏乘すへきの機となし家事を抛ち身を挺して神職を以て組成せられたる靜鎮隊に投す明治元年九月氏走つて江戸に到り將に大に爲すあらんとし靜鎮隊解散せざるへからざるの厄に逢ふ是從來の神祇管領長其任を罷められたるの結果又同隊を支配すへき頭首なきを以て

終に事のごとに及へるなり氏胸裏憤慨一死以て公に報せんとするの念措く能はず日夜奔走漸くにして因幡新英隊に囑し大總督官の印綬を帯び斥候教導方の任を拜す此に於てか宿意畧は達し踴躍剣を按して磐城國相馬中村より仙臺に向ふ時に同國石の巻港兇徒の起るあり全十月十日追討の命を享く氏凜然として之に向ひ奮躍呐喊大に其の功を盡くし全十四日凱歌を舉て歸陣す後ち四條殿の警衛に充てられ遂に十一月十五日を以て江戸に歸着し警衛として万一の虞に備ふるため暫時城中の守備に充たり年を踰へて明治二年正月全く平定せるを以て一時其任を解くを許され后國家動亂の際に直に參集すへき旨を誓約し尙ほ盡忠の至誠を嘉せられて賞狀其他毛布を賜ふ氏天恩の優渥なるを感泣して歸郷したり吁氏内には清酌庶羞の典を備へて宗廟社稷を祀り外には自ら樂を横へて兵馬喧嘩の間に馳驅す勇あり義あり豫ねて時勢の變に處し其機を誤らず又智ありといふし氏郷に歸つて後明治十三年七月春日神社祠掌を命せられ全十八年四月本縣皇典講究分所に於て三等仮試験に合格せり全年五月教導職試補を命せらる氏人となり守ること時に或は勇往敢爲而して神に事へ人に接して慇懃温恭なり衆の氏に望を措く又た宜ならずや

井下田忠明氏傳

氏は井下田喜平の長子にして天保三年十月三日を以て足利郡(舊梁田郡)嶋田村(今御厨村大字嶋田)に生る氏か家代々農を以て業とす然れとも敬神の意に篤し嘗て扶桑教に入り教職となつて熱心銳意他を導い

て名望殊とに高し幼にして秋田定右衛門に就き漢學を修め又武州水川神社神主岩井五位に隨つて皇學を修む明治三年九月神佛混淆廢止の命あるや氏斯道に志深かきを以て撰まれて全村稻荷神社の神職を認可せられしも全五年の改正に際し明治十一年五月神風講社副世話係を勤め全十二年一月更めて全社祠掌を命せらる全年三月教導職試補となり全十八年四月本縣皇典講究分所に於て三等仮試験に合格し全年十一月權訓導となり全十九年九月訓導に補せらる全年十二月を以て權少講義に進み全二十二年二月少講義に全二十二年十一月權中講義に全二十五年三月中講義に全二十六年五月權大講義に昇り全二十八年五月を以て大講義に累進す皆な扶桑教管長より補せらる所なり氏幼よりして斯道に身を委ぬ十四歳より今に到るまで富岳へ登山すること四十五度の多きに及へり吁感すへき哉志を盡す正に此の如くなれば従つて衆庶の推戴尊崇する所となる况や氏人となり温裕剛健其宜しきを得て能く人心を得るに於てをや故に氏子より正服齊服等の資を寄附し又た扶桑教に於ける門弟の如きも八百五十名に滿ち述名の大額を納めしなと決して偶然に非ざるなり氏の功德百世に傳誦すといふし

前原宇多氏傳

堅忍不拔巖岩其熱以て衆庶の輿望を翳きたるの士は實に前原宇多氏なりとす氏は天保三年三月十五日を以て下野國足利郡利保村に生る氏か祖は遠く天穗日命の孫田見宿禰より出て從四位下阿波守勸解由長官

宇庭の後裔なり降つて前原七郎左衛門澁川相摸守と共に上州小俣城に籠り天正十八年豊臣秀吉關東征伐の際に當城を陥らる依つて當時の亂を避くるかため世を遁れて修験者となり元禄年中下野國足利郡板倉郷に移り住し金剛坊俊算と號す此れ養命山第一世たり第三世俊永より俊宥に到り寛文元年中全郡利保村に住し本覺院と號す氏か家中興の祖也後延享三年安養院と改む氏か父俊清より氏に到り殆んと十代諏訪神社の別當職を奉し又全村持寶院と共に藏王權現の別當を兼ね氏又た祖先の意を味し其後を襲く明治元年復飾轉身し全五年の改正に際し退職す後明治十一年御嶽神社の祠掌を命せらる全十八年四月本縣皇典講究分所に於て三等仮試験に合格し全二十六年十月全村無格社鹿嶋神社外六社の兼務を認可せらる氏職を奉してより氏子能く懷き同心協力職を神に効する日に月に多きを加ふと氏か至誠の貫通するに非ずんは何んぞ能く斯の如きを得んや

助川芳之氏傳

朴訥にして剛毅の姿を備へ事を爲す緻密にして意を用ゆる周到なる助川芳之氏は文政九年五月十五日を以て足利町宇西宮に於て生る幼名を芳之助と稱し後芳之と改む氏家慶長以前は助川市太夫と稱し西宮神社の代々神職にして貞享年中神祇管領長上に屬し寶永四年二月上京助川伊豫守源廣政と稱し西宮神社祠官に補せられ次に安永四年四月を以て攝津守源廣重次は天明二年三月上京全守廣次其子伊豫守廣清及び

文政十二年を以て全守廣明皆先例により裁許ありて祠官に補し社職格式に任し太平精祈を抽んすへき旨命せらる尙進んで廣明は本社祭禮一日法令衣冠着用を許さる氏は天保八年三月より佐竹藩主入山仁左衛門に就き漢學を修め尙慶應二年三月上京先例の如く職を襲き伊豫守源廣同と名乗り全社神主となる全四年三月より奥河内清香に従ひ皇學を研究し國詩を善し明治五年神官改正に際し枋木縣廳に於て國學試験に及第し全六年一月二十七日を以て足利町郷社八雲神社の祠掌に拜し西宮神社をも兼務せり全八年十月教導職を兼ね全九年神風講社五等教師となり全十年全講社副取締に進み全十一年榑間導に補せられ全十四年七月神習教會幹を勤め全十八年少講義に全十九年十二月權大講義に昇り全二十七年十一月御嶽教權中教正に累進す氏又西宮教會を起し目下繁榮の域に進めり噫呼氏か家は貞享元年より神に奉祀する最年舊家たり

橋本與七氏傳

氏は下野國梁田郡羽刈村(今足利郡筑波村大字羽刈)に於て弘化元年八月十一日を以て生る橋本淺次郎の嫡子にして祖先を德安と云ひ天平二年天照皇大神を(下の宮と稱す)奉齊す後十三代の孫好照延元三年新田の重臣由良兵庫に仕へ頗る功あり此れを氏家の中祖とす好照五代の裔好道に至り本社の人となり三代繼續せしも万治年間火災の爲め系譜灰燼に歸して証たるものなきも世々相傳るにあり父淺次郎天保も

間名主役を勤め身上隆盛なるも不幸にして子數人生みしも皆夭死す故に深く之を憂歎し富士大神に祈誓し男子出生し成長したるは則ち氏なり氏幼にして穎敏學を好み敬神の志厚し嘉永五年十一月より須藤佐十郎に就へて學ぶこと一年後花房專藏に隨ひ學を修め安政五年より元治元年二月迄飯塚津に隨ひ漢學を研究す後又堀江雲山に就き易學を修む明治八年七月より全十年五月まで八幡小教院に入り梅園春男に就へて皇學を講習す全十九年九月扶桑教團より教導職試補申付られ全二十一年八月權訓導に全二十二年一月權少講義に全二十五年三月少講義に全年五月中講義に赤万字本部取締に全二十六年十二月試験の成績に依り七等司業を授けらる全二十七年十月權大講義に全二十八年五月權少教正に昇る全年八月二十四日全村全大字村社神明社々掌に補す全三十二年三月全村大字縣村社神明社及以無格社三社全村大字羽刈無格社六社の社掌に兼補せらる氏性温慈にして沈勇なり故に衆庶氏に信服せざるはなし

賛助員名錄

順次不同

- | | | | | |
|------------|---------|----------|-----------------|-------|
| 特別 | 子爵 | 戸田忠友君 | 特別朽木縣屬神社係 | 後藤金錄君 |
| 足利郡 | | | | |
| 特別郷社天満宮社司 | 龜田多門君 | 郷社八雲神社々掌 | 助川芳之君 | |
| 全社 | 社掌 | 小野寺龍九君 | 特別村社日光鹿嶋神社々掌小野寺 | 昇君 |
| 特別郷社八幡宮社司 | 丸山舜榮君 | 村社赤城神社々掌 | 船田義明君 | |
| 特別郷社大原神社々司 | 森山大久良君 | 村社星宮神社々掌 | 龜田源之助君 | |
| 全社 | 社掌 | 全 | 龜次君 | |
| 村社八雲神社々掌 | 高山鎌守君 | 村社日光神社々掌 | 堀江水穂君 | |
| 村社春日神社々掌 | 茂木左内君 | 村社御嶽神社々掌 | 前原宇多君 | |
| 村社御厨神社々掌 | 松井峯翁君 | 村社板倉神社々掌 | 長嶋覺三郎君 | |
| 無格社八幡宮社掌 | 長 | 村社稻荷神社々掌 | 井下田忠明君 | |
| | 助多君 | 村社熊野神社々掌 | 石井増太郎君 | |
| 特別村社熊野神社々掌 | 大川繁右衛門君 | 村社稻荷神社々掌 | 小堀英治君 | |
| 村社春日神社々掌 | 日山齊宮君 | 村社神明社々掌 | 橋本與七君 | |

村社八幡宮社掌 永井 齊君

郷社八幡宮氏子總代 永倉真太郎君

全 加藤慶次郎君

村社粟谷神社氏子總代和田新八郎君

無格社三崎稻荷神社信徒總代 寺内音重郎君

無格社熊野神社信徒總代 宇津江作平君

全 傳次郎君

全 長竹市藏君

明治三十六年四月卅日印刷
明治三十六年五月十日發行

(不許轉載)

編輯者兼
發行者

風山廣雄

栃木縣芳賀郡逆川村
大字小山七番地

印刷者

丹藤信三郎

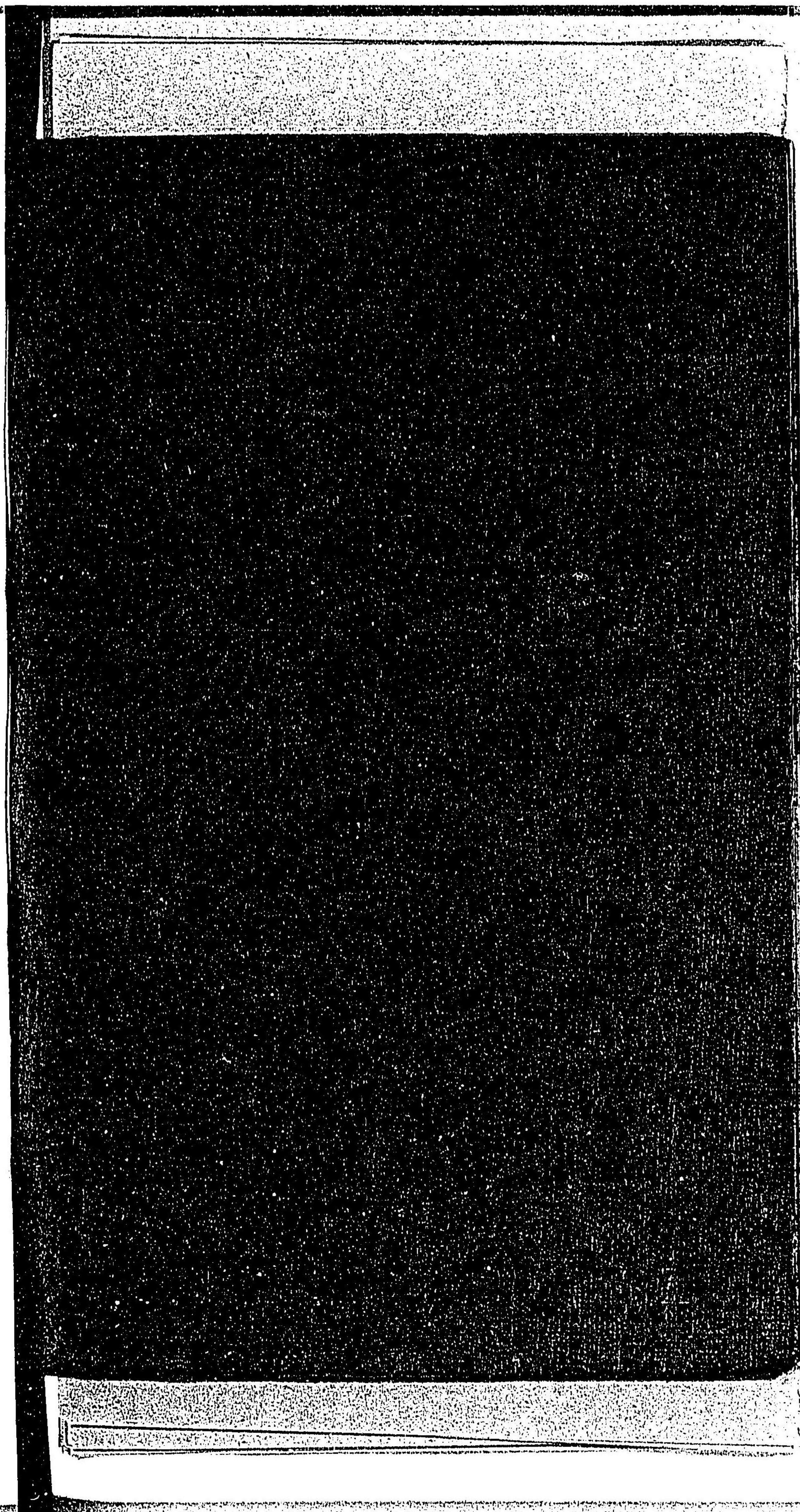
茨城縣水戸市上市
南町二十四番地

印刷所

右文堂活版所

茨城縣水戸市上市
南町二十四番地

116
194



下野神社沿革

116

194

014107-001-1

116-194

下野神社沿革誌

風山 広雄 / 編

1冊

M35-36

ABB-0373

